目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 地域福祉とは	5
6 自助・共助・公助の連携と役割分担	6
第2章 地域福祉を取り巻く状況	9
1 統計データからみる地域福祉を取り巻く状況	9
2 本市の地域活動を取り巻く状況	13
3 第3期計画における市の取組状況	16
4 第4期計画策定にあたっての課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 地域福祉像	24
2 基本方針	25
3 基本目標	26
4 施策の体系	27
第4章 施策の展開	28
基本目標1 地域で支えあう取組を推進します	28
施策1 地域福祉を推進する意識啓発と担い手育成を進めます《重点施策》	28
施策2 地域でのふれあい、支えあいを進めます	32
基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みを推進します	37
施策3 地域における包括的な支援ネットワークづくりを進めます《重点旅	意策》37
施策4 福祉サービス等に関する相談支援体制を充実します	43
施策5 生活困窮者の自立支援を進めます	46
施策6 地域福祉に関する広範な情報提供を進めます	48
基本目標3 安全で安心して暮らせる仕組みを推進します	51
施策7 避難行動要支援者への支援等防災対策を進めます	51
施策8 安全で暮らしやすいまちづくりを進めます	55
施策9 成年後見制度の利用促進を進めます	59
施策 10 虐待防止を進めます《重点施策》	61
第5章 計画の推進と評価	63
1 計画の周知	63
2 計画の推進体制	63
3 計画の進捗管理と評価	63

資料	編	64
1	国・県の動向	65
2	各種調査からみる地域福祉を取り巻く状況	67
3	第4期計画の基本目標策定に向けた骨子	82
4	関連計画の概要	83
5	鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会設置要網	90
6	鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿	92
7	計画策定の経過	93
8	用語解説	94

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

超高齢社会となって久しい我が国では、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加しているとともに、地域で人と人とのつながりの希薄さや、高齢者と若い世代との間での世代間交流の希薄さが浮き彫りになってきています。また、働き方やライフスタイルの多様化によって、住民の一人ひとりの生活ニーズや生活課題が多様化・複雑化し、従来の福祉の仕組みでの対応では、支援が難しいケースが増えてきています。

このような社会情勢の変化に対応し、国の動きとしては、団塊の世代*が75歳以上の後期高齢者*となる令和7年を目途に、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組が求められる中、平成27年には、他機関・他分野の協働*による包括的な相談支援体制と、高齢者・障がい者・児童等への福祉サービスを総合的に提供できる体制の構築を目指す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が厚生労働省より公表されました。

さらに、平成 29 年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題等に対し、支援する側・される側という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、全ての人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられるとともに、平成 30 年には、市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりをはじめ、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけが盛り込まれた「改正社会福祉法」が施行されました。

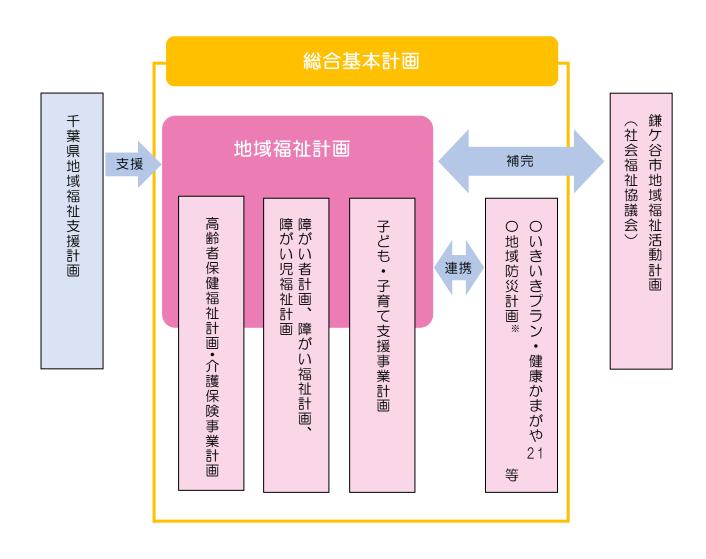
こうした状況の中、本市においても、初期計画(平成 17年度~平成 22 年度)を策定して以降、誰もが安心して住み続けられる"福祉のまち鎌ケ谷"を目指して、市民と行政、関係団体が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取組を進めてきましたが、「第3期地域福祉計画」の期間満了に伴い、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とした、「第4期地域福祉計画」を策定します。

2 計画策定の位置づけ

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第 107条に基づく市町村地域福祉計画です。本計画は、平成 30年に施行された改正社会福祉法において、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

また、本計画は、市政運営の基本方針である総合基本計画に則した福祉分野の計画であ り、関連する高齢者・障がい者・児童等の個別計画との整合・連携を図っていくものとし ます。

併せて、本計画は、成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年とします。

なお、計画内容については、社会状況の変化や国・県における地域福祉政策の動向に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合基本計画 基本構想			(令和3年度~	令和14年度)		
基本計画		前月	期(令和3年度~	~令和8年度)		
地域福祉計画		第4‡	期(令和3年度	一令和8年度)	
高齢者保健福祉計画· 介護保険事業計画	第8期(令	和3年度~令和	5年度)	第9期(令	和6年度~令和	8年度)
障がい者計画		第 3	期(令和3年度	₹~令和8年度)		
障がい福祉計画	第6期(令	和3年度~令和	5 年度)	第7期(令	和6年度~令和	8年度)
障がい児福祉計画	第2期(令	和3年度~令和	5年度)	第3期(令称	和6年度~令和	8 年度)
子ども・子育て支援事業計画	第 2	期(令和2年度	~令和6年度)		第3期 令和7年度~令	
いきいきプラン・健康かまがや21		第 3	次(令和3年度	₹~令和8年度)		
鎌ケ谷市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)		第 5	次(令和3年度	-~令和8年度)		

4 計画の策定体制

本市における生活や福祉の課題、地域における身近な問題を明らかにするためには、地域住民の視点から考えることが不可欠です。このような個人や地域の課題について市民が議論し、問題点を共有し、市の実情に対応した課題解決の方法や具体的な方針等を見出していくことが大切です。

そこで、これまでの計画の実施状況を踏まえるとともに、本計画の策定に先立って、市 民アンケートを実施し、市民の意向を集約するとともに、団体アンケートを実施し、団体 の意向を集約しました。また、市内6つのエリア(中央、中央東、東部、南部、西部、北 部)ごとに、各地区社会福祉協議会*代表者インタビューを実施し、市民代表の意向を聴 取しました。

それらの結果を踏まえて、自治会関係者、保健福祉医療関係者、福祉関係団体やボランティア団体関係者、市民の代表者などで構成する「鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会」の審議を経て、パブリックコメントの実施等により得られた意見等を反映させて策定しました。

①市民アンケート調査

(令和元年度)

対象:一般市民(1,129件回収)

【市民の意向集約】

②団体アンケート調査

(令和2年度)

対象:福祉関係団体(77件回収)

【団体の意向集約】

③各地区社会福祉協議会代表者

インタビュー調査(令和2年度)

対象:市内6つのエリア

【市民代表の意見聴取】

④各課ヒアリングに基づく内容精査

【関係所属所の意見聴取】

⑤鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会による 計画素案、計画案の段階的検討

【計画策定への市民の直接参加】

⑥パブリックコメントの実施

【計画案に対する市民の意見の募集】

⑦第4期鎌ケ谷市地域福祉計画策定

【市民との協働による計画策定】

《市民参加による計画策定》

5 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人ひとりの福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、市民同士が互いに助けあい、支えあう様々な活動を地域で展開することが必要です。

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、市民、地域、福祉関係 団体・事業者、社会福祉協議会、行政等が、支えあいの取組について協力し、お互いの不 足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが「地域福祉」となります。





【ふくしサポートプラン 21 について】

本計画は、上記のように、市民、地域、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会、行政等が協働していくことを基本とし、"福祉のまち鎌ケ谷"をつくるための考え方や、そのための施策の方向性を定めています。

このため、計画の内容を端的に表し、地域住民の皆さんに親しみのある計画となるよう、 平成 17 年度に策定した地域福祉計画では、サブタイトルを「ふくしサポートプラン 21」 としました。本計画においても、「ふくしサポートプラン 21」を継承し、誰もが安心して 住み続けられる"福祉のまち鎌ケ谷"のまちづくりを進めていきます。

6 自助・共助・公助の連携と役割分担

(1)自助・共助・公助の連携

地域福祉を推進し、様々な福祉課題に取り組んでいくためには、市域全体で対応していく ことも重要ですが、それぞれの住まいの地域において、地域住民一人ひとりが地域の福祉課 題や生活課題を、支えあいや助けあいの力で解決を図ることが重要です。

また、個人や家庭の力では解決できない課題を、地域、福祉関係団体・事業者などが連携 し、地域の見守り活動などで対応していくことが重要です。

本計画では、地域福祉活動を行う上で、市民一人ひとりや地域、市での役割分担を明確にするために、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を、以下のとおり位置づけ、各施策を展開していきます。

【自助】

地域住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること



自分でできることは自分で行う「自助」を基本として行動していきます。健康に留意したり、教養を高めたり、積極的に 人とのつながりをもつことが必要です。

【共助】

近隣の人たち、また市民が豊かな地域づくりに協力・協働すること



近隣の地域住民同士が、ともに支えあい助けあい、お互いを 気づかいあっていきます。また、地域住民の自発的な取組、 見守りやささやかな手助けといった日常的な支援を行うこ とも、福祉のまちづくりにとって大切な取組です。

【公助】

法律や制度に基づき、行政機関等が福祉サービス等を提供すること



個人や地域で解決できない課題に対しては、行政や公的機 関等の各種サービスを活用し、課題の解決を図っていきま す。

しかし、"公助"は、少なからず予算や国の施策等の影響を受け、ところどころにすき間(サービスが行き届かないところ)が生じます。そこで、ネットワークを張り巡らせ、すき間を埋めていく必要があります。

(2) 市民、地域、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会、行政等の役割

本計画は、市民、地域、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会、行政等の協働で地域福祉を推進していきます。

①【自助】市民の役割(個人、家族)

地域活動への参加や地域住民の支えあいの主体となります。地域をはじめ社会福祉協議会、行政等の活動に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を伝える必要があります。

また、令和7年以降、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の給付を受ける側に移行していくことが予想されます。この世代の健康寿命*を延ばし、支え手として留まっていただくことが若い世代に好影響を与え地域福祉の向上につながることになります。

②【共助】地域の役割(自治会(「町会」の名称を使用する自治会も含みます。)、老人クラブ、自主防災組織など)

個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の支えあいで解決を図ります。 近所付き合いや自治会活動、地域の見守り活動などから相談支援へと結びつけていきます。

③【共助】福祉関係団体・事業者の役割

多くの福祉関係団体・事業者が、専門的知識と技能を活かし、福祉ニーズの多種多様な課題に対して、率先して地域福祉を推進していきます。

また、地域住民一人ひとりにあったサービスを提供するとともに、地域の福祉交流活動や見守り活動などに積極的に参加します。

さらに、それらの地域福祉活動を支える地区社会福祉協議会は、6つのエリアに設置されていますが、子どもから高齢者まで、地域住民を対象とした事業(広報、ふれあい交流、在宅福祉、ボランティア育成など)を各地区で展開していきます。



《市内6つのエリア》

福祉関係団体:民生委員・児童委員、保健推進員、当事者団体、ボランティア団体、市 民公益活動団体等

事 業 者: 医療サービス事業者(かかりつけ医、歯科医、薬局等)、福祉サービス事業者、社会福祉施設等(老人ホーム、介護老人施設等)、公的相談支援事業者(地域包括支援センター*等)

地区社会福祉協議会:中央・中央東・東部・南部・西部・北部地区にある各地区社会福祉協議会

④【共助・公助】社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉を推進する上で中心的な団体と定められ、市民と協働して地域福祉活動を推進していく民間の団体です。

行政だけでは対応が困難な多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制や、市民、地域、 福祉関係団体・事業者、行政等の調整役となり、地域ぐるみの活動を推進する役割が期待 されています。

⑤【公助】行政の役割

地域福祉計画を策定し、地域福祉を総合的に推進するとともに、公的福祉サービスを提供します。

さらに、総合的な相談支援体制の整備や複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりを進めます。



《自助・共助・公助の関係と本計画における協働のイメージ》

第2章 地域福祉を取り巻く状況

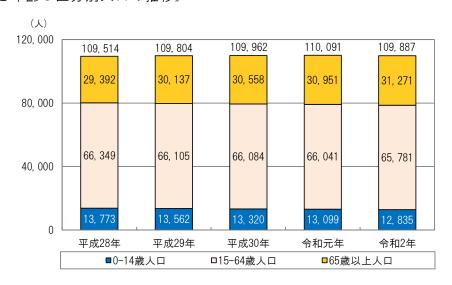
1 統計データからみる地域福祉を取り巻く状況

(1)総人口と年齢3区分別人口の推移

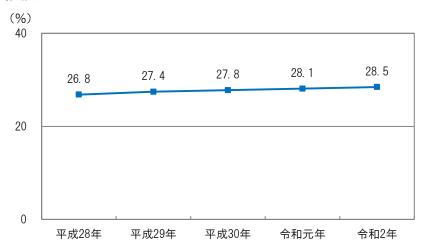
総人口の推移をみると、令和2年には減少し、109,887 人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、0-14歳の年少人口と15-64歳の生産人口が減少している一方、65歳以上の高齢者人口が増加しており、令和2年には年少人口が12,835人、生産人口が65,781人、高齢者人口が31,271人となっています。

一方、高齢化率*の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には28.5%となっています。

《総人口と年齢3区分別人口の推移》



《高齢化率の推移》



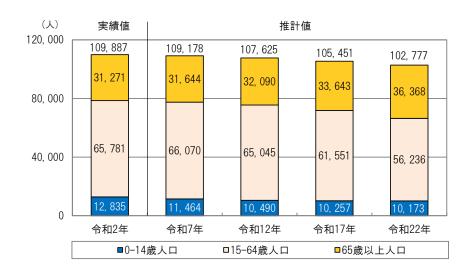
資料:住民基本台帳(各年10月1日)

(2) 今後の総人口と年齢3区分別人口の推計

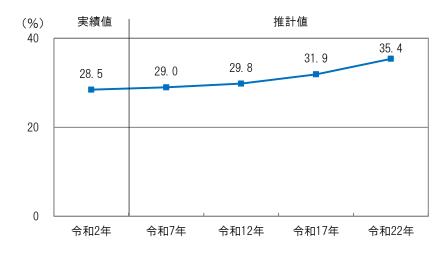
今後の総人口の推計をみると、令和 12 年以降特に減少傾向がみられ、令和 22 年には 102,777 人となることが予測されています。また、年齢 3 区分別人口の推計をみると、0-14 歳の年少人口と 15-64 歳の生産人口が減少している一方、65 歳以上の高齢者人口が増加しており、令和 22 年には年少人口が 10,173 人、生産人口が 56,236人、高齢者人口が 36,368 人となることが予測されています。

一方、高齢化率の推計をみると、増加傾向がみられ、令和 22 年には 35.4%となることが予測されています。

《総人口と年齢3区分別人口の推計》



《高齢化率の推計》

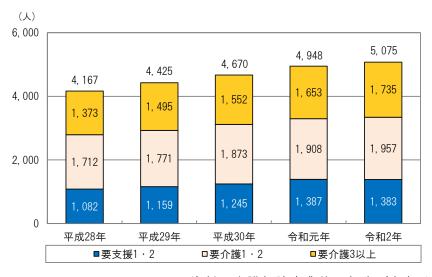


※人口推計については、令和2年10月1日の住民基本台帳人口を基準日とし、国立社会保障・人口問題研究所による本市の男女別・年齢別の将来生残率の推計値、本市の合計特殊出生率*の実績値(令和元年:1.22)を国立社会保障・人口問題研究所による全国の将来推計の増減率で補正した合計特殊出生率の推計値、本市の新生児の出生における男女比を表す出生性比等に基づき算定しています。

(3)要支援・要介護認定者*数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和2年には5,075人となっています。

《要支援・要介護認定者数の推移》

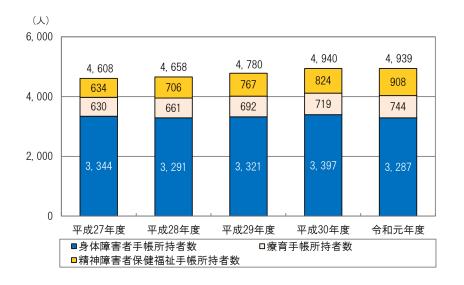


資料:介護保険事業状況報告(各年10月1日)

(4) 障害者手帳*所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体の手帳所持者数は微増傾向にあり、令和元年度には 4,939 人となっています。

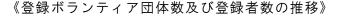
《障害者手帳所持者数の推移》

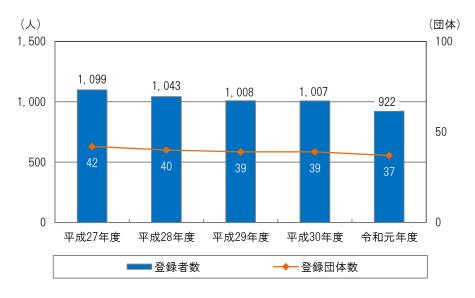


資料:統計かまがや(各年3月31日)

(5) 登録ボランティア団体数等の推移

社会福祉協議会で運営するボランティアセンター*に登録しているボランティア団体数及び登録者数の推移をみると、減少傾向がみられ、令和元年度には団体数が37団体、登録者数が922人となっています。



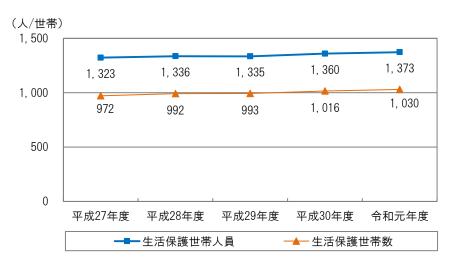


資料:鎌ケ谷市社会福祉協議会ボランティアセンター提供(各年3月31日)

(6) 生活保護*世帯数等の推移

生活保護世帯数の推移をみると、微増傾向がみられ、令和元年度には 1,030 世帯となっています。また、生活保護世帯人員数の推移をみると、同様に微増傾向がみられ、1,373人となっています。

《生活保護世帯数と生活保護世帯人員数の推移》



資料:統計かまがや(各年月平均)

2 本市の地域活動を取り巻く状況

※下記の数値は、各年4月1日

◆自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、自主的に運営をしている組織で、令和2年には103の単位自治会が活動しています。自治会加入率は、平成27年の66.1%から、令和2年には60.2%と減少しています。

◆地区ふれあい員

地区ふれあい員は、自治会連合協議会会長*から委嘱された福祉ボランティアで、近所付き合いの中で福祉サービスを必要としている人を見かけた際に、関係機関に連絡する役割を担っています。地区ふれあい員数は、平成 27 年の 492 人から、令和2年には479 人と減少しています。

◆老人クラブ

老人クラブは、健康の増進や地域社会との交流、レクリエーションなどを目的に活動しています。クラブ数は、平成 27 年の 31 クラブから、令和 2 年には 26 クラブと減少しています。

◆青少年相談員

青少年相談員は、次代を担う青少年の育成に向け、地域住民と協力しながら、子どもたちとお互いに顔のみえる活動をしています。青少年相談員数は、平成27年の47人と同様に、令和2年には47人となっています(定数47人)。

◆青少年補導員

青少年補導員は、青少年の健全な育成のため、青少年への「愛のひと声」による非行の抑止、地域巡回による子どもの安全の見守りなどを行っています。青少年補導員は、平成27年の80人と同様に、令和2年には80人となっています(定数80人)。

◆自主防災組織

自主防災組織は、地域が一体となって災害予防や災害を軽減するための防災活動を行っています。組織数は、平成27年の92組織から、令和2年には95組織と増加しています。

◆消防団

消防団は、災害活動をはじめ、火災や災害を未然に防ぐための予防活動を行っています。 消防団員数は、団本部、女性部及び第1~第8分団の合計で平成27年の160人から、 令和2年には151人と減少しています。

◆幼年、少年、婦人防火委員会

幼年、少年、婦人防火委員会は、防火推進を目的として、消防関係者と消防クラブ関係者により構成されています。クラブ数は、幼年、少年、婦人各クラブの合計で平成27年が25クラブ、令和2年が24クラブと横ばい傾向です。クラブ員数は、平成27年の3,368人から、令和2年には2,640人と減少しています。

◆民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のため、援助を必要とする人に対し、生活や福祉全般に関する支援を行っています。また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、福祉等の向上のため、地域の子どもや妊産婦などに必要な支援を行っています。民生委員・児童委員数は、平成27年の153人(うち12人は主任児童委員)から、令和2年には150人(うち10人は主任児童委員)と減少しています(定数157人)。

◆保健推進員

保健推進員は、市長から委嘱されたボランティアで、2、3か月のあかちゃんのいる家庭を訪問しています。保健推進員数は、平成27年の30人と同様に、令和2年には30人となっています(定数30人)。

◆赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、災害時に備えて自治会や学校などでAED*、三角巾の使用方法等の指導を行っています。分団数は、平成27年の14分団と同様に、令和2年も14分団となっており、奉仕団員数は、平成27年の316人から、令和2年には245人と減少しています。

◆学校支援ボランティア

小中学校では、交通安全、学校環境美化、学校図書室整備、学習支援など多くのボランティアが活動しています。ボランティア人数は、平成 27 年の約 360 人から、令和 2 年には約 400 人と増加しています。

◆保護司

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち 直りを地域で支えるボランティアです。保護司数は、平成27年の24人と同様に、令和 2年には24人となっています(定数25人)。

◆市民公益活動団体

市民公益活動団体は、営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を自発的に行う団体です。 市民活動推進センター**(市民活動推進課)登録団体数は、平成27年は125団体でしたが、登録基準を見直したことなどにより、令和2年は86団体となっています。

◆サロン活動

地域で高齢者や子育で中の人などが集い、話し合うことで、悩みや不安を和らげることができる地域の人同士のつながりを深める活動の場です。令和2年の活動状況は以下のとおりです。

【令和2年のサロン活動状況(カッコ内は平成27年の数値)】

老人憩の家* 8か所(6か所)

談話室事業* 14か所(16か所)

子育でサロン* 各児童センター及び子育で支援センター*で実施



3 第3期計画における市の取組状況

第3期鎌ケ谷市地域福祉計画(平成28年度~令和2年度)における本市の主な取組及び実績と課題は、次のとおりです(※実績値は全て令和元年度の数字)。

(1) 基本目標 1 地域で支えあう取り組みを推進します

施策1 地域でのふれあい、支えあいをすすめます

主な取組及び実績

- かまがや福祉健康フェアや社会福祉協議会によるすまいる祭りなどの福祉 関係団体やボランティア団体主催の交流イベント、市民主催のイベントへの支援を実施(かまがや福祉健康フェア入場者数: 2,100人)。
- 老人クラブの活動内容や活動場所を記載したパンフレットを窓口で配布するなど、会員数増加のための取組を実施(会員数:1,392人)。
- 主に小中学校を対象とし、障がい者や高齢者の身になった疑似体験等を通して福祉教育を実施(参加者数:437人)。

誤黙な主

- 福祉関係団体やボランティア団体主催の交流イベントについて、新規団体の 参加促進によるイベントの活性化が必要。
- 老人クラブについて、会員の高齢化が進んでいるため、会報紙の発行等による市民への情報提供や加入促進の取組が必要。
- 〇 福祉の学習機会の推進について、認知症サポーター*養成講座を小中学校全校で開催するなど、未受講の児童生徒が出ないような取組が必要。

施策2 地域での支えあい拠点を増やします

主な取組及び実績

- 地域活動支援センター*の支援や自治会集会所の整備を実施(地域活動支援 センター利用者数:33人/自治会集会所整備件数:3件)。
- 〇 地域福祉コーディネーター*を配置するとともに、事務局会議等を通じ、相談体制を充実させるための取組を実施(人員配置数:1人/事務局会議等回数:10回)。

主な課題

- 活動拠点の支援と整備について、障がい者の地域活動を促進するための支援 や地域の実情に合った計画的な自治会集会所の整備が必要。
- 地域福祉コーディネーターの配置について、身近な地域で気軽に相談できる 仕組みづくりが必要。

施策3 ボランティアなどの多様な担い手を増やします《重点施策》

主な取組及び実績

- 市民活動推進センター(市民活動推進課)とボランティアセンター(社会福祉協議会)を通じ、ボランティア活動に関する情報提供や相談支援を実施(市民活動推進センター情報提供及び相談件数:364件/ボランティアセンターボランティア関係応対件数:4,097件)。
- ボランティア活動等に取り組もうとしている市民を対象に、ボランティア講座や地域づくりコーディネーター*養成講座等を開催(市民活動推進センター講座実施回数:11回/ボランティアセンター講座実施回数:28回)。
- 生涯学習を推進するため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の提供、グループやサークルの主体的学習活動の支援及び学習成果の発表など、各種事業を実施(参加者数:16,537人)。

主な課題

- 〇 ボランティアの活動しやすい環境づくりについて、市民活動推進センター (市民活動推進課)とボランティアセンター(社会福祉協議会)の周知ととも に、新型コロナウイルス感染症*の影響に伴う新しい生活様式*に配慮した、情 報発信の方法等の検討が必要。
- 市民に対する啓発の推進について、各世代のニーズに適した講座の検討とと もに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、ボ ランティア活動のあり方やオンラインでの情報提供の検討が必要。
- 生涯学習について、学習ニーズの多様化に対応した学習機会の検討が必要。

(2) 基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られるしくみを推進します

施策4 身近な相談支援体制を充実します

主な取組及び実績

- 警察からの高齢者虐待事案通報や、地域包括支援センターからの虐待相談受付票を受け、関係機関と連携して事実関係の把握に努め、問題解決に向けた対応を実施(相談件数:21件)。
- 地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務*を実施(相談件数: 11,140件)。
- こども総合相談室などにおいて、子どもと家庭に関する身近な子育ての相談など子育て家庭全般に関する相談支援を実施(家庭児童相談対応延べ件数: 14,319件)。
- 〇 障がい者やその家族等からの相談に対して、障がい者相談支援事業を実施 (障がい者相談支援件数:11,429件)。

主な課題

- 高齢者の虐待防止について、経済面や精神面等複合的な問題を抱えている相談案件が多いことへの対応が必要。
- 総合相談支援業務について、健康、医療、福祉に関する総合的な相談支援を 引き続き実施するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要。
- 子育て家庭の相談支援について、相談受付件数が増加しているとともに、相談内容が多様化・複雑化しているため、個々のケースに応じて適切な支援につなげる相談対応が必要。
- 障がい者相談支援事業について、事業の持続可能な体制の確保が必要。



施策5 生活困窮者*の自立支援をすすめます(新規)

主な取組及び実績

- 生活困窮者の自立に向け、専門の支援員が、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら支援を実施(新規・継続を併せた相談件数:78件/再プランを含む支援プラン作成件数:56件)。
- 生活困窮者の就労準備に向け、プログラムに沿って基礎能力を養う講座を実施(講座実施回数:12回/参加者数:10人/就労者数:5人)。
- 生活困窮家庭の子どもへの支援に向け、学習支援や居場所づくりなどの取組を実施(学習支援、レクリエーション実施回数:41回/参加者数:45人/高校進学率:100%)。

主な課題

- 地域に潜在しているひきこもり者本人や家族等、社会との接点を失っている 人を把握し、必要な支援・サービスにつなげられるよう、関係機関との情報連 携が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、オンラインによる遠隔支援等、支援のあり方の検討が必要。
- O 学習意欲の向上とともに、家庭や生活に関する助言や子どもと保護者双方に 対する支援が必要。

施策6 地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます

主な取組及び実績

- 〇 高齢者や障がい者、子育て家庭等が、必要な情報を得られるよう、市の広報 紙に相談窓口に関する情報を掲載(掲載件数:12件)。
- 〇 誰もが利用しやすい市ホームページとなるよう、平成30年度までに市ホームページを全面的にリニューアルするとともに、平成30年度以降も、ウェブアクセシビリティ*に配慮した市ホームページの更新を継続(市ホームページ更新件数:2,983件)。

主な課題

- 支援が必要な人に対し、必要な情報が適切に届くよう、わかりやすい情報提供のあり方や様々な広報媒体の活用のあり方の検討が必要。
- 各種相談窓口の周知を図りつつ、広報紙や市ホームページ等を活用して、地域福祉に関する情報提供をさらに充実させることが必要。

(3) 基本目標3 安全で安心して暮らせるしくみを推進します

施策7 避難行動要支援者※への支援をすすめます《重点施策》

主な取組及び実績

- 避難行動要支援者避難支援プラン*の理解促進に向け、避難支援等関係者*や 自主防災組織等に対する出張説明会を開催(開催回数:5回)。
- 〇 避難行動要支援者名簿の整備を実施(名簿登録者数:4,801 人/うち地域で 共有することについての同意者数:2,243 人)。

主な課題

- 避難行動要支援者への支援について、避難支援等関係者や自主防災組織等に 対する避難行動要支援者の同意者名簿の提供に向けた理解促進が必要。
- 避難行動要支援者名簿の整備について、関係機関との情報共有とともに、安 否確認等の地域における協力体制の構築が必要。

施策8 安全なまちづくり・防災防犯活動をすすめます

主な取組及び実績

- 安全な移動手段の確保に向け、コミュニティバスの運行に対する助成を実施 (コミュニティバス利用者数:131,843人)。
- 〇 防災対策の充実・強化に向け、市民、関係機関、災害協定事業者、ボランティア団体等との相互協力の下、市民体験型訓練を実施(参加者数:1,871人)。
- 本市の防災・防犯情報や子どもの安全情報等を伝える「かまがや安心 e メール」への登録促進を実施(安全対策課登録者数:9,256 人/青少年センター登録者数:5,505 人)。
- 地域における防犯パトロール体制の構築に向け、防犯協会*と連携し、防犯パトロール隊参加者の募集活動を実施(防犯パトロール隊参加者数:1,316人)。

主な課題

- コミュニティバス運行助成事業について、高齢者や障がい者をはじめ全ての 利用者にとって利用しやすい、ノンステップバスの導入が全ての運行路線で必 要。
- 市民一人ひとりの防災意識、防災行動力の向上を図るための取組が必要。
- かまがや安心 e メールについて、防災・防犯情報や子どもの安全情報のほか、 光化学スモッグ、PM2.5、熱中症警戒アラート情報メール等の健康に関わる情報を広く周知するため、登録者数拡大に向けた周知が必要。
- 防犯パトロール体制について、防犯協会との連携により、防犯パトロール隊 の育成を促進し、防犯パトロール隊参加者の増加を図る取組が必要。

施策9 孤立化・虐待防止と権利擁護※をすすめます

主な取組及び実績

- 〇 鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会*において、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関との連携を図り、支援対象児童の適切な支援を実施(代表者会議:1回、実務者会議:4回、個別支援会議数:107回)。
- 〇 市民が後見人となる「市民後見人」育成のための講座を実施(参加人数:16人)。

主な課題

- 児童虐待の防止について、支援対象児童等の増加とともに児童虐待に係る問題が複雑化していることから、限られた時間の中での効果的な会議運営等の検討が必要。
- 市民後見人の育成について、関係機関と連携した「市民後見人養成講座」の 実施方法等の検討が必要。

(4) 基本目標4 地域福祉を支えるネットワークを推進します

施策 10 地域包括ケアシステムを推進します(新規)

主な取組及び実績

- 在宅医療・介護連携の推進に向け、在宅医療介護連携世話人会の研修部会において研究会や講演会を実施(開催回数:26回)するとともに、広報部会や認知症部会の活動を支援。
- 認知症施策の推進に向け、認知症相談事業での月1回の勉強会や認知症地域 支援推進員*による認知症施策についての会議を開催(開催回数:20回)。
- 生活支援体制整備事業の取組として、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員等多様な人が参画した話し合いの場である第2層協議体*を開催(開催回数:20回)。

主な課題

- 在宅医療・介護連携の推進については、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が必要。
- 認知症施策の推進については、認知症関連事業への協力者を育成することが 必要。
- 〇 生活支援体制整備事業については、第2層協議体の開催地区の拡大ととも に、地域の実情に合わせた生活支援サービス*のあり方の検討が必要。



4 第4期計画策定にあたっての課題

平成30年に施行された改正社会福祉法により、「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進が求められており、本市においても、「地域福祉を推進する意識啓発と担い手育成」及び「地域における包括的な支援ネットワークづくり」を第4期鎌ケ谷市地域福祉計画の重点施策に位置づけ、全市をあげて取り組む必要があります。

また、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待防止への取組についても、それぞれ関係する福祉関係団体・事業者、行政等により、横断的な支援体制づくりを推進していくことが必要です。

さらに、令和2年1月に、国内で初めて感染者が報告された新型コロナウイルス感染症は、 市民の生命、生活、雇用や経済活動に甚大な影響を及ぼしており、今後は、感染防止策を講 じながら、「新たな日常」を実現しつつ、感染症蔓延などの緊急事態に備える新たな危機管 理体制を構築する必要があります。

第4期鎌ケ谷市地域福祉計画においても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、取組や活動のあり方を取り入れた策定が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉像

第3期計画では、地域福祉像を「思いやりと支えあいのあるまち かまがや」とし、地域のみんなが、お互いを思いやって支えあうまちづくりを推進してきました。

また、総合基本計画の基本構想(令和3年度~令和14年度)では、保健・福祉分野の 基本目標として「誰もが健康でいきいきと暮らせるまち」が掲げられています。

第4期計画では、第3期計画の取組をさらに充実・発展させるとともに、国が示す「地域共生社会」の実現を目指し、「思いやりと支えあいがあり、誰もが健康でいきいきと暮らせるまち、かまがや」を地域福祉像として定めます。

思いやりと支えあいがあり、

誰もが健康でいきいきと暮らせるまち
かまがや



【地域共生社会とは】

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人等が世代や分野を超えつながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

2 基本方針

本計画では、目指すべき地域福祉像の実現に向け、次の基本方針のもとで、地域福祉を推進していきます。

一人ひとりがきらりと輝きましょうともに知恵と力を出し合いましょういつまでも安心して、暮らしていきましょう

一人ひとりがきらりと輝きましょう

全ての市民が人としての尊厳をもって、障がいの有無や年齢・性別に関わらず、 きらりと輝きながら、健康で自分らしく生きていけるまちづくりを推進します。

ともに知恵と力を出し合いましょう

市民、地域、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会、行政等がともに知恵と力を出し合う協働を推進します。

いつまでも安心して、暮らしていきましょう

思いやりと支えあいのある地域で、いつまでも安心して暮らしていける、あたたかい福祉のまちづくりを推進します。

3 基本目標

本計画では、目指すべき地域福祉像の実現に向け、3つの基本目標を定め、取組を進めていきます。

基本目標 1 地域で支えあう取組を推進します

国から示された地域共生社会の実現に向け、市民が地域福祉に関心をもち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うとともに、地域福祉活動を推進する担い手となる人材の確保・育成を進めます。

また、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、市民同士がふれあい を深め、支えあい・助けあい活動を進める取組を支援します。

基本目標 2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みを 推進します

地域住民が抱える課題が「介護」や「障がい」、「子育て」、「生活困窮」など多様化・複雑化している中、「住民に身近な圏域」において包括的に受け止める支援ネットワークづくりを進めます。

また、福祉分野の横断的な連携が求められる生活困窮者の自立支援に向けた 取組を進めるとともに、支援が必要な人に適切なサービスをつなげられるよう、 相談支援体制や情報提供体制の充実に取り組みます。

基本目標3 安全で安心して暮らせる仕組みを推進します

地域住民が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、防災対策の充 実を進めるとともに、防犯対策や暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。 また、高齢者や障がい者等が地域において安心して暮らしていけるよう、成年 後見制度の利用促進に向けた取組とともに、高齢者、障がい者、児童等に対する 虐待防止への取組を進めます。

4 施策の体系

《地域福祉像》

思いやりと支えあいがあり、 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち かまがや

《基本方針》

一人ひとりがきらりと輝きましょうともに知恵と力を出し合いましょういつまでも安心して、暮らしていきましょう

基本目標	基本施策

基本目標 1 地域で支えあう取組を	施策1	地域福祉を推進する意識啓発と担い手 育成を進めます《重点施策》
推進します	施策2	地域でのふれあい、支えあいを 進めます

	施策3	地域における包括的な支援ネットワーク づくりを進めます《重点施策》
基本目標2	施策4	福祉サービス等に関する相談支援体制を
必要な相談・情報・支援が得られる	旭 宋4	充実します
仕組みを推進します	施策5	生活困窮者の自立支援を進めます
	施策6	地域福祉に関する広範な情報提供を
		進めます

	施策7	避難行動要支援者への支援等防災対策を 進めます
基本目標 3 安全で安心して暮らせる仕組みを	施策8	安全で暮らしやすいまちづくりを 進めます
推進します	施策9	成年後見制度の利用促進を進めます
	施策 10	虐待防止を進めます《重点施策》

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で支えあう取組を推進します

施策1 地域福祉を推進する意識啓発と担い手育成を進めます

【現状と課題】

《重点施策》

• 国においては、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進する人材の育成とともに、地域住民、ボランティア団体、市民公益活動団体等の地域福祉活動への支援が重要とされています。

また、市民が地域福祉に関心をもち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を 行うことが求められています。

さらに、自然災害の復興支援や地域貢献活動などのボランティア活動の需要の高まりを受けて、ボランティア休暇制度の奨励など、ボランティアの活動しやすい環境づくりが求められています。

・ 調査結果(資料編)をみると、⑩「団体が活動を行う上で困っていること」について、「活動する人が高齢化している」(団体 72.7%)をはじめ、「活動に参加する人が少ない、または、固定化している」(団体 44.2%)や「リーダー(後継者)が育たない」(団体 35.1%)が上位となっています。

また、④「地域活動やボランティア活動の取組状況」について、「取り組んだことはない」(市民 55.5%)が最も高く、反対に「現在、継続的に取り組んでいる」(市民 7.9%)と「たまに取り組むことがある」(市民 10.2%)を合わせた"現在取り組んでいる人の割合"は2割弱(市民 18.1%)となっており、地域福祉に関わる担い手育成が求められています。

一方、①「団体が活動をしていく上で、市に望むこと」について、「活動上必要な情報の提供」(団体 39.0%) や「団体や活動についての PR に関する支援」(団体 33.8%)、「会員募集の支援」(団体 29.9%) が上位となっており、団体や活動への支援が求められています。

• 本市の取組においては、市民に対する啓発の推進では、世代やニーズに適した 講座の開催が、ボランティアの活動しやすい環境づくりでは、市民活動推進セン ター(市民活動推進課)やボランティアセンター(社会福祉協議会)の周知が求 められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 地域福祉に関心をもち、家族や地域で話し合いましょう。
- 身近な地域でどのような活動が行われているのかを調べてみましょう。
- ボランティア活動や市民公益活動などに積極的に参加してみましょう。



【共助】 <地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

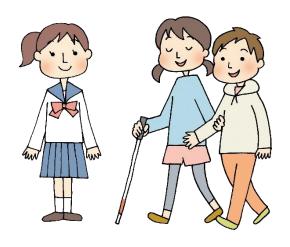
- 地域住民が福祉に関心がもてるよう、日常的な交流を図りましょう。
- O ボランティア活動や市民公益活動などへ参加するきっかけづくりや啓発を、積極的に 行いましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
O1] 市民に対する意識啓発や参加促進、人材育成等の総合的な	支援
〇 市民活動推進センター(市民活動推進課)とボランティアセン	
ター(社会福祉協議会)を通じ、市民公益活動やボランティア活	
動に関する各種情報の収集・提供をはじめ、ボランティア活動等	No ₁ 市民に対する
に関心をもつ人をつなぐ窓口となる活動や、ボランティア養成	啓発の推進
講座の充実に取り組みます。	• 市民活動推進課
また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様	• 社会福祉協議会
式に配慮した、ボランティア活動のあり方やオンラインでの情	
報提供等の検討に取り組みます。	
〇 市民の福祉意識の向上を目指し、市や社会福祉協議会等で活	
用している様々な広報媒体を活用し、地域福祉に関する情報発	
信に取り組みます。	No2 ボランティア
また、ボランティア活動への取組や参加等について支援を行	の活動しやすい環境
うとともに、市民活動推進センター(市民活動推進課)、ボラン	づくり
ティアセンター(社会福祉協議会)の周知に取り組みます。	• 市民活動推進課
さらに、世代やニーズに適した講座開催とともに、新型コロナ	• 社会福祉協議会
ウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、情報	
発信の方法等の検討に取り組みます。	

	T
〇 市内6か所に設置されている地区社会福祉協議会において、	No3 地区社会福祉
ふれあい交流活動をはじめ、在宅福祉活動、ボランティア育成、	協議会の活動
広報・啓発活動等に取り組みます。	• 社会福祉協議会
〇 地域の子育て支援拠点において、子育て相談及び遊びを提供	No4 子育てサポー
する子育てサポーターなどを対象に講座等を開催し、人材の確	ターの人材育成
保及び育成を図ります。	・子育て支援センター
〇 保育園の送迎や仕事等を理由として預かり等を必要としてい	No5 ファミリー・
る家庭に対して、制度の周知を行うとともに、支援が必要な家庭	サポート・センター事
(依頼会員)が利用できるよう、援助ができる人(提供会員)の	業
確保に取り組みます。	・こども総合相談室
○ 高齢者や障がい者、子育て世帯などが、日常生活で困っている	
時に「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が	No6 ふれあいサー
家事援助・介助等のサービスを有料で提供する、会員制の相互扶	ビス事業
助による福祉サービスの充実に向け、「協力会員」の確保に取り	• 社会福祉協議会
組みます。	
O2] 将来の担い手育成の支援	
〇 将来の担い手の確保に向け、若い世代のボランティア体験に	No7 ボランティア
ついて、学校、福祉施設、団体関係者と連携し、夏休み福祉体験	の育成と連携機能の
の実施に取り組みます。	強化
また、青少年赤十字宿泊活動の実施とともに、指導技能の高い	• 学校教育課
指導者の育成に取り組みます。	• 社会福祉協議会
○ 主に小中学校における福祉学習として、障がい者や高齢者の	No8 福祉の学習機
身になった疑似体験等を行います。	会の推進
また、認知症サポーター養成講座について、全校での実施を目	• 高齢者支援課
標とした講座開催に取り組みます。	• 社会福祉協議会





鎌ケ谷市社会福祉協議会とは

【担当課等】社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきた、民間の福祉団体のことです。平成 12 年6 月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会においては、地域住民とともに住みよい「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

鎌ケ谷市社会福祉協議会は、昭和 38 年に設立し、昭和 44 年に厚生大臣(現:厚生労働大臣)の認可を得て社会福祉法人格を取得しました。鎌ケ谷市社会福祉協議会では、市民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる、思いやりと支えあいのある地域の実現を目指した様々な活動を行っています。



また、市内6つのエリアに地区社会福祉協議会を設置し、小地域の活動を進めています。

名称	事務所	電話番号	
鎌ケ谷市社会福祉協議会	総合福祉保健センター内	047-444-2231	
中央地区社会福祉協議会	中央公民館内	047-442-5145	
中央東地区社会福祉協議会	東初富公民館内	047-442-5144	
東部地区社会福祉協議会	東部学習センター内	047-442-5141	
西部地区社会福祉協議会	くぬぎ山コミュニティ	047-290-6061	
四可退区社会管理协議会	センター内	047-389-6061	
南部地区社会福祉協議会	南部公民館内	047-442-5143	
北部地区社会福祉協議会	北部公民館内	047-442-5142	

施策2 地域でのふれあい、支えあいを進めます

【現状と課題】

- ・ 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、市民同士がふれあいを深め、支えあい、助けあいの関係を築いていくことが必要とされています。
- ・ 調査結果(資料編)をみると、⑫「団体が活動する中で、地域の中に問題点と感じていること」について、「世代間の交流が少ない」(団体 39.0%)と「地域内での住民交流が少ない」(団体 29.9%)が上位となっているとともに、⑭「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」についても、「地域住民のつながりづくり」(団体 39.0%)と「地域住民が集う拠点づくり」(団体 27.3%)と「地域での支えあいの活動」(団体 27.3%)が上位となっており、地域でのふれあい、支えあいに向けた取組が求められています。
- ・ 本市の取組においては、福祉関係団体やボランティア団体主催の交流イベント等では、イベントの活性化が、自治会加入促進事業では、関係団体と連携した加入促進への取組が、生涯学習活動では、学習ニーズの多様化に対応した学習機会の提供等が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 〇 隣近所でのあいさつや声をかけ合う関係をつくりましょう。
- 地域でどのようなふれあいや支えあい活動が行われているかを調べてみましょう。
- 地域の自治会活動や市民同士の交流活動などに積極的に参加しましょう。



【共助】 <地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 自治会活動や市民同士の交流活動などについて、どのような活動が行われているかを 地域住民に知らせていきましょう。
- 多くの地域住民が参加しやすい活動や雰囲気づくりを心がけましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
O3] 活動拠点の支援と活用	
○ 障がい者の地域活動の促進に向け、地域活動支援センターに 補助金を交付し支援を行います。	No 9地域活動支援センターへの支援・障がい福祉課
O 地域活動がしやすい環境づくりに向け、自治会活動の拠点である集会所の整備等に要する経費の一部を補助します。	No10自治会集会所整備に対する支援 ・市民活動推進課
○ 高齢者の憩いの場として活用するほか、趣味の幅を広げてもらえるような講座の開催や活動成果を発表する場として、社会福祉センターの利用を促進します。	No11 社会福祉セン ター(活動拠点) ・高齢者支援課
O4] ふれあい・支えあい活動に対する支援	
○ 障がい者等が積極的に参加できる環境づくりに向け、かまが や福祉健康フェアや社会福祉協議会によるすまいる祭り等の福 祉関係団体やボランティア団体主催の交流イベント、市民主催 のイベントの支援を行います。 また、イベントの活性化が求められていることから、新規団体 の参加促進に取り組みます。	No12 地域の交流イベント等への参加への支援・健康福祉部・社会福祉協議会
○ 概ね 60 歳以上の人が、健康の増進、地域社会との交流、レクリエーション等を目的に活動している老人クラブの支援を行います。 また、クラブ数の減少とともに、会員の高齢化が進んでいることから、会報紙の発行等により、老人クラブ活動の報告、健康増進・保健衛生に係る情報の提供及び老人クラブへの加入の促進等に取り組みます。	No13 老人クラブへ の支援 ・高齢者支援課
○ 現在どのような活動が展開されているかを関係各課や社会福祉協議会等と連携・把握するとともに、活動希望団体への相談、助言等の運営支援を行います。	No14 活動希望団体 への助言支援 ・高齢者支援課

05] 市民との協働による地域福祉活動の支援	
○ ホームページやパンフレット等を作成し、自治会加入についての啓発を行います。 また、市民活動応援補助金の活用を促進し、市民との協働による地域福祉活動の支援を行います。	No15 自治会加入促 進事業・市民活動応援 補助事業 ・市民活動推進課
06] 学習の場や社会参加等を通じたふれあい機会づくり	
○ 市民のふれあいや社会参加を促すため生涯学習活動を支援 し、生涯学習推進センターや各公民館において、健康、教養、地 域活動等の講座の開催に取り組みます。 また、学習ニーズの多様化に対応した学習機会の提供に取り 組みます。	No16 成人講座、ふれ あいまつり等の学習 センター主催事業 ・生涯学習推進課
○ 市の業務の中で、市民生活に身近なテーマについて、市民公益 活動団体などの研修会や学習会等に市の職員を講師として派遣 します。 また、講師派遣メニューの充実に取り組みます。	No17 かまがやまな びい大学 ・生涯学習推進課
○ 身体障がい者の社会参加や交流を図るため、各種講座の開催に取り組みます。 また、講座受講者の高齢化が進んでいることから、内容を検討し、安全な講座の実施に取り組みます。	No18 社会参加促進 事業 ・身体障がい者福祉セン ター*
○ 世代間交流の促進とともに、中高齢者のもつ知識や技能を活かす場の提供として、保育園による中高齢者交流保育事業(通称おじいちゃん先生事業)の実施に取り組みます。○ 高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センター※へ	No19 世代間交流の 充実 ・幼児保育課 No20 シルバー人材
の支援を通じて、就労しやすい環境づくりを行います。 また、会員数が横ばい傾向となっていることから、会員数の増加に向け、シルバー人材センターへの支援に取り組みます。	センターへの支援・高齢者支援課



かまがや福祉健康フェア

【担当課等】社会福祉課

福祉や健康に関わる市内外の団体の活動状況を広く市民の皆さんに知ってもらい、 障がい者や高齢者、そして子どもたちなど全ての市民の交流を図るために実施してい ます。

また、市民に福祉や健康に関する情報を提供し、楽しみながら福祉を学び、健康への 関心を高めていただくことを目的としています。

【主 催】鎌ケ谷市福祉健康フェア実行委員会、鎌ケ谷市、鎌ケ谷市社会福祉協議会 【テーマ】"支えあい"広がれ 福祉と健康の輪



《キッズの歯医者さん体験》



《大学生ボランティアも参加しました》



自治会加入促進の取組

【担当課等】市民活動推進課

少子高齢化の進展により、高齢者世帯や単身世帯を中心に自治会未加入世帯が増加しており、自治会加入率は、昭和 62 年度に 90.4%だったものが、令和2年度では 60.2%となっています。

その一方で、東日本大震災*のような大規模災害への対応や、高齢者や子どもの見守りなど、地域の自治会に期待される役割はむしろ増大しています。

こうした現状に対応するため、市と自治会連合協議会は協働事業として、「自治会加入促進月間」を実施しています。





《自治会加入促進チラシ(自治会連合協議会)》

《自治会加入促進チラシ(鎌ケ谷市)》

基本目標 2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みを推進します

施策3 地域における包括的な支援ネットワークづくりを進めます 《重点施策》

【現状と課題】

• 国においては、地域共生社会の実現に向け、制度の狭間の課題(これまでの制度で対象とならなかった課題)への対応のあり方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。

また、急速な高齢化の進行、介護人材の不足等により、将来、必要なニーズを全て公助で賄うことが困難となることが予想されます。

そのため、今後は地域全体で支えあっていくことが求められており、地域の果 たす役割はさらに重要になるとされています。

・ 調査結果(資料編)をみると、他「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」について、「身近な相談窓口の整備」(市民 36.7%、団体 31.2%)が市民・団体ともに上位となっており、特に団体においては「孤立した人やひきこもりの人への支援」(団体 35.1%)と「支援が必要な人を発見する取組」(団体 31.2%)が上位となっています。

また、③「包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、優先的に取り組むべきこと」について、市民においては「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所等の相談を充実する」(市民 10.4%)が、団体においては「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」(団体 15.6%)と「相談に行けない人(行かない人)を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」(団体 14.3%)が上位となっており、包括的な支援ネットワークづくりが求められています。

• 本市の取組においては、生活支援体制整備事業では、第2層協議体の開催地区の拡大が、地域包括支援センターでは、総合相談支援業務の継続と地域包括ケアシステムの推進が、地域福祉コーディネーターの配置では、身近な地域で気軽に相談できる仕組みづくり等が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの理解を深め、声かけやあいさつを積極的に 行いましょう。
- 身近に困っている人がいる場合、身近な相談窓口や民生委員・児童委員などへ連絡を しましょう。
- ひとり暮らし高齢者などが身近にいる場合、見守りの意識をもって接しましょう。



【共助】 <地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 身近な相談窓口や民生委員・児童委員等の相談先の情報を地域に広めましょう。
- 自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、市民公益活動団体、事業所、社会福祉協議会等、地域で活動している関係団体間で、連携を深め、団体同士の相互理解や協働を進めましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
O7] 地域包括ケアシステムの深化・推進	
○ 地域における包括的な支援体制の確立に向け、生活支援コーディネーター*を配置し、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員等多様な人が参画した話し合いの場(第2層協議体)等を活用し、地域の関係団体によるネットワークを形成し、地域課題の解決に取り組みます。	No21 生活支援体制整備事業 ・高齢者支援課 ・社会福祉協議会
○ 地域包括ケアシステム推進のための中核的な機関である地域 包括支援センターにおいて、総合相談支援業務をはじめ、権利擁 護、介護予防ケアマネジメント*支援等に取り組みます。 また、地域包括支援センターの専門職が、市で行っている事業 内容を把握し、適切なサービスへつなぎます。	No22 地域包括支援 センター ・高齢者支援課
○ 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。	No23 在宅医療・介護 連携の推進 ・高齢者支援課

○ 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、 医療、介護及び生活支援サービスが有機的に連携したネットワ No24 認知症施策の ークを形成し、認知症の人や家族への支援を行います。 推進 また、認知症関連事業へのボランティアを育成し、地域での担 • 高齢者支援課 い手として普及啓発活動へつなげます。 ○ 要支援認定者及び事業対象者(要支援認定担当者)を対象に、</br> 従来予防給付*として提供していた全国一律の介護予防訪問介 No25 介護予防·日常 護と介護予防通所介護を、市の事業として実施します。 生活支援総合事業 また、地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社 • 高齢者支援課 会資源を活用しながら、様々な支えあう仕組みが利用できるよ うに整備します。 No26 一般介護予防 ○ 65歳以上の方を対象に、従来の介護予防をさらに充実させ、 事業 生きがいをもてるよう、自身の健康づくりや地域との交流を推 • 高齢者支援課 • 健康增進課 進します。 • 生涯学習推進課 ○ インターネットを活用した情報発信等により、必要となる医 No27 かまがや安心 療機関情報等を提供するとともに、身近で相談できる「かかりつ 医療ナビ事業 け医」をもつことを推奨します。 • 健康增進課 O8] 地域における包括的な支援体制づくり ○ 関係機関や関係団体、障がい者、その家族等により構成された No28 地域支えあい 鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会※において、地域課題の解 の推進 決に向けた協議を行うなど、障がい者への支援体制の整備に取 ・障がい福祉課 り組みます。 09] 地域福祉コーディネーターの配置と相談体制の充実 ○ 地区社会福祉協議会の「地域の福祉相談窓口」として、地域福 祉コーディネーターを専門員として重層的に配置し、身近な地 No29 地域福祉コー 域で気軽に相談できる仕組みづくりに取り組みます。 ディネーター また、福祉サービスが多様化・複雑化する中で、サービス提供 • 社会福祉協議会 に携わる地域福祉コーディネーター等の資質向上に向け、先進 事例を学ぶ研修等の検討に取り組みます。

10] 乳幼児、児童から高齢者まで地域で見守る体制の充実	
 ○ それぞれの地域において、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行えるよう、民生委員・児童委員活動への支援に取り組みます。 また、福祉に対する知識・理解を深め、民生委員・児童委員活動の向上につながるよう、研修の実施に取り組むとともに、広報紙や市ホームページを活用して、活動を周知します。 ○ 自治会連合協議会会長から委嘱された福祉ボランティアである地区ふれあい員が、地域での近所付き合いの中から福祉サービスを受けられなくて困っている人を見かけた際に、関係機関に連絡する活動を行えるよう、地区ふれあい員制度への支援に取り組みます。 	No30 民生委員・児童 委員活動への支援 ・社会福祉課 ・社会福祉協議会 No31 地区ふれあい 員制度への支援 ・市民活動推進課
○ 保健推進員が生後2、3か月のあかちゃんのいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞いた上で、情報提供を行うとともに適切なサービスにつなげます。 また、定期的に研修会等を実施し、保健推進員の資質の向上に取り組みます。	No32 乳児家庭全戸 訪問事業、保健推進員 活動 ・健康増進課
○ きめ細やかな支援を必要とする家庭の把握に取り組みます。 また、必要な支援・サービスにつなげられるよう、関係機関と 情報共有の上、連携して取り組みます。	No33 妊娠、出産及び 育児期における養育 支援家庭の早期把握 ・こども総合相談室 ・健康増進課
O ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報用装置一式を貸与 し、緊急時にペンダント式ボタンを押すと、警備会社の緊急要 員、地域の協力員または必要に応じ救急車がかけつける支援を 行います。	No34 緊急通報シス テム事業 ・高齢者支援課
O 認知症の高齢者が徘徊等により所在不明になった時、現在位置をある範囲で特定し、情報を提供するサービスを行います。	No35 徘徊高齢者位 置情報提供サービス 事業 ・高齢者支援課
〇 ひとり暮らし高齢者や調理困難な高齢者世帯に対して、安否確認を兼ねて、昼食・夕食を週2回配食するサービスを行います。	No36 ひとり暮らし 高齢者等給食サービ ス事業 ・高齢者支援課



障害者差別解消法啓発用リーフレット 「障害者差別解消法ってなあに?」 【担当課等】 障がい福祉課

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、平成28年4月1日に施行されました。

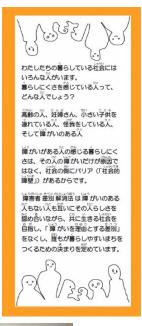
この法律は、障がいがあってもなくても個人として尊重され、生活していくことができるよう、障がいがあることで差別を受けることなく、お互いを尊重し合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

そして、この障害者差別解消法の啓発ためにリーフレットを作成しました。

リーフレットは、市内公共施設に設置したり、福祉健康フェアや NICO-kama fes、成人式で配布しています。

また、啓発の一環として、パラスポーツへの理解と関心を深めることで、地域共生社会の実現を目指し、NICO-kama fes2019でボッチャの体験会を行いました。身体・知的障がい者が通う福祉作業所友和園の協力のもと、障がい者と一緒にボッチャを楽しみました。

《障害者差別 解消法啓発用 リーフレット》











《ボッチャの体験会の様子》



🥯 住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち かまがや🧼 鎌ケ谷市地域包括ケアシステム 【担当課等】高齢者支援課等

地域の仲間が定期的に集まれる場(集い・通いの場)の支援を行い、地域全体で見守り、 支えあう地域づくりを目指します。



介護が必要になったら…

病気になったら…

・病院

・日常の医療

・在宅医療

・自宅

・サービス付き高齢者向け住宅など

・在宅系サービス

施設・居住系サービス













通院・入院

サービスの提供



相談業務や サービスの コーディネート を行います。



地域包括支援センター ケアマネジャー





活動の場の提供

生活支援

いつまでも 元気に暮らす ために…

老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO・民生委員など

医療と介護の連携

☆多職種連携の促進☆

- ♪在宅医療・介護連携推進運営室を設置
- ♪講演、研修会の開催
- ♪かかりつけ連携手帳の作成・活用
- ♪医療・介護ネットの開設・運用
- ♪介護サービス事業者ガイドブックの作成
- ♪在宅医療介護連携事業東葛南部6市会議の参加

地域ぐるみネットワーク

☆見守り・支えあい活動についての話し合い☆ ♪生活支援コーディネーターの配置

♪地区会議の開催

☆地域で見守りしていきます☆ ♪高齢者見守りネットワーク

日常生活支援総合事業

☆要支援者・事業対象者に多様な生活支援サービス を提供☆

♪市認定ヘルパー養成講座の開催

認知症支援

- ☆認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく 暮らせるために☆
 - ♪認知症サポーター養成講座の開催
 - ♪認知症初期集中支援チームの設置
 - ♪徘徊高齢者位置情報提供サービス事業の実施
 - ♪認知症高齢者見守りシール事業の実施
 - ♪認知症カフェ・家族支援
 - ♪学習療法事業の活動支援
 - ♪市民後見人の育成
 - ♪認知症ケアパスの普及・活用
 - ♪認知症地域支援推進員の相談事業

介護予防

☆いつまでもいきいきと元気に暮らせるように☆

♪ちょ筋教室

♪柔体操

♪談話室事業

♪老人クラブ

♪介護者教室

♪老人憩の家

♪各地区での体操教室

♪健康増進体操教室

健康づくり

☆健康づくりのための支援☆

♪専門職による健康相談・健康教育の実施

♪ボランティアの育成

施策4 福祉サービス等に関する相談支援体制を充実します

【現状と課題】

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、関係機関との協働による包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備等が重要とされています。
- ・ 調査結果(資料編)をみると、③「包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、優先的に取り組むべきこと」について、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」(市民 29.4%、団体 18.2%)が市民・団体ともに最上位となっており、市における総合相談窓口が求められています。
- ・ 本市の取組においては、利用者支援事業では、事業の周知と子育てサークルの育成が、妊産婦に対する訪問・相談では、広報紙や市ホームページでの周知や相談しやすい体制づくりが、障がい者相談支援事業では、相談支援体制の強化が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 一人で悩みを抱え込まないで、相談窓口に相談してみましょう。
- 知り合いが困っている時には、相談窓口を紹介しましょう。
- 市や社会福祉協議会から情報提供されている各種相談窓口の相談先を確認しておきましょう。



【共助】<地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 市や社会福祉協議会が行う各種相談窓口の情報を、地域に広めましょう。
- 地域の中に困っている人がいる場合は、各種相談窓口を紹介しましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
11] 高齢者の相談支援体制の充実	
○ 地域包括ケアシステム推進のための中核的な機関である地域 包括支援センターにおいて、総合相談支援業務をはじめ、権利擁 護、介護予防ケアマネジメント支援等に取り組みます。 また、地域包括支援センターの専門職が、市で行っている事業 内容を把握し、適切なサービスへつなぎます。	No37 地域包括支援 センター(再掲) ・高齢者支援課
12] 子育ての相談支援体制の充実	
 ○ 子ども及びその保護者等または妊娠している人が、教育・保育施設(幼稚園、保育園等)や地域子ども子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行います。 ○ 子育て支援等の関係機関との連携や協働の体制づくり、子育てサークルの育成など、地域の子育て資源の育成(地域連携)を行います。 	No38 利用者支援事業 ・こども支援課
○ 母子健康手帳交付時の保健師、助産師による妊婦面接や妊産婦訪問において、一人ひとりにあった、きめ細やかな情報提供を行うとともに、必要な支援・サービスにつなげられるよう、相談しやすい体制づくりに取り組みます。 また、早期に母子健康手帳の交付につながるよう、広報紙や市ホームページでの周知に取り組みます。	No39 妊産婦に対する訪問・相談・健康増進課
 ○ 新生児訪問をはじめ、未熟児訪問や乳幼児訪問、地区健康相談、乳児健康相談、幼児健康診査等を実施します。 また、必要な支援・サービスにつなげられるよう、母子保健サービス登録票の提出時の面接をはじめ、乳児健康相談や幼児健康診査の未受診者への対応に取り組みます。 ○ 青少年の不登校やひきこもりなど、青少年が抱えている様々ま問題にのいる。 	No40 子どもに対する訪問・相談・健康増進課
な問題について、心理発達相談員や教育相談員、家庭訪問相談員による適切な助言や継続的な相談を行います。また、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に対応し、検査へのきめ細やかな対応とともに、関係機関との連携による支援体制づくりに取り組みます。 「青少年インターネット目安箱*を通して、青少年が抱える様々な問題解決に取り組みます。	No41 子どもの教育 に関する相談 ・学校教育課 ・青少年センター

○ 身近な子育ての相談から児童虐待に至る深刻な相談まで、子 どもと家庭に関する総合的な相談支援を行います。 No42 家庭児童相談 また、子どもの養育環境の悪化や生活の多様化により、児童虐 待や養育に困難が生じている家庭が増加していることから、対 ・こども総合相談室 応する職員の専門的な知識を向上させるとともに、きめ細やか な相談支援体制づくりに取り組みます。 No43 児童センター・ ○ 地域の子育て支援拠点において、子育て家庭に対する気軽に 保育園による相談事 利用できる遊びの場の提供とともに、子育て相談を行える体制 整備に取り組みます。 ・子育て支援センター また、各児童センター・保育園において、相談対応をする保育 • 各児童センター 士等の技量向上に取り組みます。 • 各保育園 ○ 子どもの発達に関する相談機関として、心身の発達に心配の No44 子どもの発達 ある乳幼児をもつ家庭が、安心して子育てができるよう、保護者 に関する相談 や関係機関からの相談を受け、療育支援※に取り組みます。 •こども発達センター 13] 障がい者の相談支援体制の充実 ○ 障がい者やその家族等からの相談に対して、それぞれの抱え No45 障がい者相談 る課題に柔軟に対応できるよう、関連する部署をはじめ、基幹相 支援事業 談支援センター*や相談支援事業所*等と連携し、相談支援体制 ・ 障がい福祉課 の充実に取り組みます。 14] 健康に関する相談支援等の充実 〇 保健師や栄養士、歯科衛生士等による健康相談を行うととも に、きめ細やかな相談支援体制づくりに取り組みます。 ○ 精神疾患の疑いがある人や心の悩みがある人等に対して、相 No46 健康相談事業 談支援を行うとともに、その周知に取り組みます。 • 健康增進課 ○ 「第3次いきいきプラン・健康かまがや21」に対応した、健 康づくりの充実に取り組みます。

施策5 生活困窮者の自立支援を進めます

【現状と課題】

- 国においては、生活困窮者自立支援法が施行されるなど、生活困窮者に対する 分野横断的な支援体制づくりが重要とされています。
- ・ 調査結果(資料編)をみると、⑭「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」について、「経済的に困窮している人への支援」(市民26.5%)が市民において3割弱となっており、生活困窮者への支援の取組が求められています。

また、⑦「生活困窮者自立支援制度の認知・利用状況」について、「名称も内容も知らない」(市民 43.3%) が最も高く、次いで高い「名称は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」(市民 42.0%) を合わせると"内容をよく知らない割合"は8割半ば(市民 85.3%) となっており、生活困窮者自立支援制度の周知が求められています。

本市の取組においては、自立相談支援事業では、地域に潜在している生活困窮者の把握・支援が、就労準備支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、講座開催やオンラインによる遠隔支援等が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 生活に困ったら一人で悩まず、誰かに相談してみましょう。
- 生活に困っている人がいる場合は、市や関係団体を紹介しましょう。



【共助】<地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 〇 周囲に生活が困難な状況にある人がいないか、普段の生活の中で気に留めておきましょう。
- 生活が困難な状況にある人がいる場合は、市や関係団体に連絡をしましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
15] 生活困窮者への自立支援	
○ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の関係機関と連携して相談者に寄り添いながら自立や家計改善*に向けた支援を行います。また、地域に潜在しているひきこもり者本人や家族等、社会との接点を失っている人を把握し、必要な支援・サービスにつなげられるよう、関係機関との情報連携を図ります。	No47 自立相談支援 事業 ・社会福祉課
○ 離職等により住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件とし、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人に対しても、安心して就労・収入の回復が行えるよう、同様に支給を行います。	No48 住居確保給付金の支給・社会福祉課
○ 社会との関わりに不安があったり、他者とのコミュニケーションがうまくとれないなど、ただちに就労が困難な人に対し、6か月から1年間のプログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 また、未就労期間が長期の人については、職場復帰に効果的とされる他者とのふれあいが促進されるよう、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮し、人数、配置、時間、換気に注意を払った講座等の開催や、オンラインによる遠隔支援等に取り組みます。	No49 就労準備支援 事業 ・社会福祉課
○ 生活困窮家庭の子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習 慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援	No50 子どもの学習・ 生活支援事業
等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	土心又抜争未・社会福祉課

施策6 地域福祉に関する広範な情報提供を進めます

【現状と課題】

- 地域で安心して暮らしてくためには、必要なときに、必要な人に、必要としているサービスの情報が届くことが必要とされています。
- ・ 調査結果(資料編)をみると、⑭「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」について、「福祉に関する情報の提供」(市民35.5%、団体45.5%)が市民・団体ともに上位となっており、福祉に関する情報提供の取組が求められています。
- 本市の取組においては、相談窓口の周知では、目的の相談窓口へたどり着きやすい工夫が、広報紙等の充実では、障がいの有無等に関わらず、より多くの読者に向け行政情報等を周知する取組が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 福祉に関する各種制度やサービスへの関心を高めましょう。
- 知りたい情報があれば、広報紙や市ホームページ等により情報収集を行いましょう。



【共助】<地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 福祉に関する情報を、地域住民に広めましょう。
- 活動を充実させるため、関係団体間等での情報交換を行いましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
16] 情報提供体制の充実	
○ 相談窓口一覧の配布をはじめ、広報紙や市ホームページ、子育 て子育ち応援サイト等により目的の相談窓口へたどり着きやす い工夫を行う等、相談窓口の周知を図ります。	No51 相談窓口の周知 知 ・健康福祉部を中心とした各所属所
○ 障がいの有無等に関わらず、より多くの読者に向け行政情報等が周知されるよう、ユニバーサルデザイン*に配慮した広報紙の発行に取り組みます。 また、文字情報だけではなく、効果的なイラストや写真を掲載するなど、視覚的にもより読みやすく、親しみのもてる広報紙とします。	No52 広報紙等の充実 ・広報広聴室
○ 高齢者や障がい者等を含め、誰もが利用しやすい市ホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ等に配慮し、市民に見やすく分かりやすい行政情報等の提供に取り組みます。	No53 市ホームペー ジの管理・運営 ・広報広聴室





子育て・子育ち応援サイト「かまっこ応援団」による情報提供 (http://kamakko.info/) 【担当課等】こども支援課

「かまっこ応援団」は、地域の子育て家庭を応援し、子育てに特化した情報を発信していくことを目的として、開設しています。

「かまっこ応援団」では、子育てに関する情報、児童センター等の行事予定、子育てに関する諸手続き及び届け出事項、子育て関連施設等のマップなどがスマートフォン や携帯電話からも見られるようになっています。

また、サイト内で子育て支援コーディネーター*によるブログ形式の情報発信を行うなど、積極的な情報提供をしています。



鎌ケ谷の「子育て」を応援します。

「かまっこ応援団」は、地域の子育て家庭を応援し、子育て支援関係者とともに、下記「理想の子育て環境」の実現を目指します。

- 1. 家族が安心して子育てできること
- 2. 家族が子どもといる時間や子どもの成長を楽しむこと
- 3. 家族が自分の楽しみを持ちながら、育児ができること
- 4. 子どもが地域の中でいろいろな人と交流しながら育つこと
- 5. 子どもがいのちの大切さを感じながら育つこと





《鎌ケ谷市子育で応援サイト 「かまっこ応援団」のキャラクター》

かまっこ応援団のキーワードである「のんびり、あせらず、ゆったりと」をイメージ した、のんびりとしたカメの親子です。

子育てを行う際にも、パパやママ達がゆとりをもって、決して焦らず、楽しみながら行うことで、子どもたちがのびのびと、思いやりをもてるように育つことを願っています。

基本目標3 安全で安心して暮らせる仕組みを推進します

施策7 避難行動要支援者への支援等防災対策を進めます

【現状と課題】

- 国においては、改正災害対策基本法の施行に伴う「避難行動要支援者名簿の作成」が求められているとともに、地域共生社会の実現に向け、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策が重要とされています。
- ・ 調査結果(資料編)をみると、⑫「団体が活動する中で、地域の中に問題点と感じていること」について、「災害など、緊急時の対応体制が不十分である」(団体32.5%)が上位となっているとともに、⑭「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」について、「防災や災害時に支援が必要な人への対応」(団体32.5%)が団体で上位となっています。

また、⑨「災害時の備えとして必要だと思うこと」について、「災害時に支援を必要とする人の把握」(市民 56.1%)が最上位となっており、避難行動要支援者避難支援プランに基づいた、災害時に支援を必要とする人の把握や安全確保策の推進等の取組が求められています。

・ 本市の取組においては、避難行動要支援者避難支援事業では、避難支援等関係 者や自主防災組織等に対する避難行動要支援者の同意者名簿の提供に向けた理 解促進が、かまがや安心 e メールでは、登録者数の拡大が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 災害時の避難場所、避難ルートを確認するなど、日頃から災害時の対応を準備しておきましょう。
- 避難の際に支援が必要な人は、市に避難行動要支援者の同意・不同意確認書を提出しましょう。



【共助】 <地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- O 災害時に、周囲に手助けが必要な人がいないか、普段の生活の中で気に留めておきま しょう。
- O 自主防災組織をつくり、自主防災訓練を実施するとともに、地域住民に参加を呼びかけましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
17] 災害時に支援が必要な人の把握と安全確保策の推進	
○ より多くの避難支援等関係者や自主防災組織等と協定を締結	
し、同意者名簿を提供できるよう、広報紙や市ホームページ、出	
張説明会等を通じ、制度の理解促進に取り組むとともに、災害時	No54 避難行動要支
に安否確認や避難支援が円滑に行えるよう、地域における協力	援者避難支援事業
体制の整備に取り組みます。	• 社会福祉課
また、同意者名簿を活用した支援の手引きを作成し、地域によ	
る個別支援プラン(個別計画)*の作成支援に取り組みます。	
18] 防災対策の充実強化と防災意識の高揚	
○ 地域防災計画の検討に加え、必要に応じ、改訂の実施に取り組	No55 地域防災計画
みます。	• 安全対策課
〇 市民の防災意識の向上が図れるよう、防災に関する啓発に取	
り組みます。	No56 総合防災訓練
また、市民、防災関係機関、災害協定事業者、ボランティア団	• 安全対策課
体等と連携し、市民体験型訓練等の実施に取り組みます。	

○ 福祉避難所※である社会福祉センターでは、72時間以上電力 供給可能な災害時非常用発電機の設置、要配慮者に対応した保 存食及び衛生用品等の備蓄、非接触型の水栓設備等への改修、ソ ーシャルディスタンス*を確保するための居住スペースとして No57 社会福祉セン ファミリールーム(テント)及び段ボールベッド等の導入によ り、福祉避難所としての機能の充実及び新型コロナウイルス感 染症対策に取り組みます。

ター(福祉避難所)

• 高齢者支援課

また、福祉関係団体等と連携した福祉避難所運営体制を整備 します。

19] 災害発生時の迅速な情報伝達、かまがや安心 e メールの登録促進

○ 市の防災・防犯情報や子どもの安全情報のほか、光化学スモッ グ、PM2.5、熱中症警戒アラート情報メール等の健康に関わる 情報を、あらかじめ登録しているスマートフォンや携帯電話、パ ソコンへ電子メールで提供します。

また、かまがや安心 e メールの登録者数の拡大に向け、周知を 図ります。

No58 かまがや安心 eメール

- 安全対策課
- ・青少年センター
- 環境課



かまがや安心 e メール 【担当課等】安全対策課・青少年センター・環境課

市の防災・防犯情報や子どもの安全情報のほか、光化学スモッグ、PM2.5、熱中症警戒アラート情報メール等の健康に関わる情報を、あらかじめ登録していただいたスマートフォン、携帯電話やパソコンへ電子メールで提供するサービスです。

特に子ども安全メールは、小中学生の保護者だけでなく、地域住民の登録も増やし、 地域全体で子どもを見守る体制をつくっていきます。

◇配信する情報

- ・災害情報に関する内容(地震、風水害等)
- その他災害に関する内容(大規模事故)
- ・人命に関すること、その他緊急重要となる内容(行方不明者情報、市民に危険が及ぶ犯罪等)
- ・光化学スモッグ、PM2.5、熱中症警戒アラート情報メール等の健康に関わる情報



防災テレフォンサービス

【担当課等】安全対策課

防災行政無線の放送と同様の内容を電話により無料で確認することができます。

◇電話番号:0800-800-2760 (無料・24 時間対応) この電話番号が記載された、電話機に貼ることができるス テッカーを安全対策課の窓口で配布しています。



施策8 安全で暮らしやすいまちづくりを進めます

【現状と課題】

• 振り込め詐欺をはじめとする電話 de 詐欺(特殊詐欺)*の認知件数及び被害額は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準の被害が発生しており、特に高齢者被害の割合が高くなっています。

また、交通事故死者数も、減少傾向にあるものの、全体の半数以上を高齢者が占めています。

- ・ 調査結果(資料編)をみると、個「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」について、「公共交通の整備や移動の支援」(市民 29.6%、団体 31.2%)が市民・団体とも3割前後となっているとともに、市民においては「犯罪や事故のない安全なまちづくり」(市民 31.6%)も上位となっており、公共交通の整備や移動の支援、犯罪や事故のない安全なまちづくりが求められています。
- 本市の取組においては、平成 18 年4月に制定した「鎌ケ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づき、安全で安心なまちづくりを推進していくことが求められています。

また、コミュニティバス運行助成事業では、コミュニティバスの新たな運行が、 パトロール体制の構築では、防犯パトロール隊の育成を促進し、防犯パトロール 隊参加者の増加を図ることが求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 子どもの登下校時の様子や不審者情報などについて、普段の生活の中で気に留めてお きましょう。
- の 地域で行う防犯パトロールなどの活動に積極的に参加しましょう。



【共助】<地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 子どもの見守りや防犯パトロールなどの活動に、積極的に取り組みましょう。
- 高齢者等の外出支援など、地域での助けあいを促進しましょう。



【公助】 <市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
20] 安心・安全な道路環境と移動手段の確保	
○ 誰もが安全で安心して移動できるよう、バリアフリー*型の歩道整備を進めます。 また、ゆとりのある道路では、自転車の通行や植樹帯による緑の創設を含めた道路整備を進めます。	No59 道路・歩道等の 整備 ・道路河川整備課
O 安全な歩行空間の確保が図れるよう、歩道上の違法看板や放 置自転車等の路上障害物の撤去に取り組みます。	No60 安全な歩行空 間の確保 ・道路河川管理課
○ 児童生徒の登下校中の安全確保が図れるよう、グリーンベルトや防護柵などの安全施設等の設置工事をはじめ、子ども自転車安全講習会やスケアード・ストレイト自転車交通安全教室*の実施等、ハード面・ソフト面の両面からの対策に取り組みます。	No61 通学路安全対 策推進行動計画に基 づく各種事業 ・学校教育課
○ 車いすの人など、公共交通機関を利用することが困難な人や 公共の交通機関がなく移動が不便な地域に住んでいる人、移動 に配慮が必要な人に対し、移動手段の改善に取り組みます。 また、コミュニティバスについては、ノンステップバスを全て の運行路線で導入するよう取り組みます。	No62 コミュニティ バス運行助成事業 ・都市政策室
21] 地域による防犯体制の構築と防犯意識の高揚	
○ 防犯協会との連携により、防犯パトロール隊の育成を促進し、 防犯パトロール隊参加者の増加を図ります。	No63 パトロール体 制の構築 ・安全対策課
○ 不審者や少年犯罪の防止に向け、犯罪の多い夜間から早朝にかけて、青色回転灯付防犯パトロール車によるパトロールの実施に取り組みます。	No64 夜間防犯パト ロール事業 ・安全対策課
O 電話 de 詐欺(特殊詐欺)の被害根絶に向け、市、警察、防犯協会との協働で、防犯キャンペーンや防犯講話等の実施に取り組みます。	No65 防犯サテライ ト事業 ・安全対策課
○ 児童生徒が犯罪に巻き込まれやすい時間帯である下校時から 夕方までの間、犯罪から子どもを守り、安全な地域環境を確保す ることを目的に、パトロールを実施します。 また、不審者情報等があった際には、その箇所を中心としたパ トロールを実施するなどの柔軟な対応を行います。	No66 児童生徒安全 パトロール事業 ・学校教育課

○ 各中学校区に青色回転灯付防犯パトロール車を配置するとと もに、教育委員会とも連携を図り、登下校時を中心とした地域の 安全パトロールの実施に取り組みます。 No67 青色回転灯付 防犯パトロール車の 活用

• 学校教育課

○ 小中学校の保護者や地域のボランティアにより、登下校時の 安全指導に取り組みます。

また、学校・警察・保護者・地域住民等で中学校区ごとの安全 ネットワーク会議を行い、ボランティアによる市内での防犯活 動等をより効果的に行うことができるよう、関係者間の情報共 有に取り組みます。 No68 安全ネットワ ーク会議

• 学校教育課





「かまがや83†運動」

(かまがやはちさんプラス運動) 【担当課等】青少年センター

「かまがや83⁺運動」とは、全国的に広がりをみせている見守り運動「83運動」に、「感謝」「応援」「願い」などの気持ちをプラスすることで、子どもたちの見守りはもちろん、見守りを行っている方々に感謝するとてもやさしい運動です。

普段の生活の「買い物」「通勤」「散歩」などのついでに、子どもたちの登下校時や、 塾の行き帰り、外遊びなどを含む日常生活を、市全体で見守っていこうというものです。

かまがや83+の「+」とは、市の「感謝」「応援」「願い」を込めたプラス

- + いつも見守り活動をしてくれる方々、団体への感謝
- + 元気に学校に通う子どもたちを応援する気持ち
- + 8時と3時に加え、日常生活のいつでも、子どもたちを見守る意識をもってほしいという願い

さあ、明日からあなたも 「かまがや83⁺運動」に 参加してみませんか



施策9 成年後見制度の利用促進を進めます

【現状と課題】

- 国においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行される等、認知 症高齢者等の判断能力が不十分な人に対する分野横断的な支援体制づくりが重 要とされています。
- 調査結果(資料編)をみると、®「成年後見制度の利用を促進する上で、特に力を入れるべきこと」について、「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」(市民43.2%)と「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」(市民42.7%)が上位となっており、手続きの負担軽減や制度の周知が求められています。
- 本市の取組においては、成年後見制度の周知と活用では、成年後見制度に関する個別相談会等の充実が、市民後見人の育成では、認知症高齢者等の増加により 予測される専門職後見人の不足への対応が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 成年後見制度や権利擁護について、知識や理解を深めましょう。
- 判断能力が不十分で、生活に困っている人がいる場合は、市や社会福祉協議会、関係 団体を紹介しましょう。



【共助】<地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 成年後見制度に関する情報を、地域に広めましょう。
- 判断能力が不十分で、生活に困っている人の情報を、市や社会福祉協議会、関係団体 に提供しましょう。



【公助】<市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
22] 制度の周知と運用体制づくりの推進	
〇 成年後見制度の周知及び利用促進のため、千葉県後見支援センター*の周知や個別相談会を実施します。 また、将来的な後見ネットワークセンター(中核機関)設置に向けて協議検討します。	No69 成年後見制度 の周知と活用 ・社会福祉課 ・障がい福祉課 ・高齢者支援課 ・社会福祉協議会
O 身寄りがなく、親族等による法定後見の開始の審判の申し立 てができない方について、市長が成年後見の申し立てを行うと ともに、費用負担のできない方については、後見人等の報酬を助 成します。	No70 成年後見制度 利用支援事業 ・社会福祉課 ・障がい福祉課 ・高齢者支援課
O 認知症高齢者等の増加により、専門職後見人の不足が予想されることから、市民が後見人となる「市民後見人養成講座」を実施します。	No71 市民後見人の 育成 ・社会福祉課 ・障がい福祉課 ・高齢者支援課 ・社会福祉協議会
23] 制度の利用促進につながる本人や家族への支援	
○ 認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人に対して、地域において安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。 また、生活困窮世帯等の契約利用者の増加が予想されることから、福祉関係機関・福祉支援者との連携強化に取り組みます。	No72 日常生活自立 支援事業の充実と利 用促進 ・社会福祉協議会
○ 認知症高齢者等の家族の悩みを聞く認知症地域支援推進員の 相談事業をはじめ、社会福祉協議会との共催による在宅介護者 のつどいの開催や、認知症の人と家族の会千葉県支部と連携し た家族交流会の開催等に取り組みます。 さらに、認知症相談では、相談を受けた推進員がより適切な助 言ができるよう、認知症サポート医と連携しやすい体制づくり に取り組みます。	No73 家族に対する 支援 ・高齢者支援課 ・社会福祉協議会

施策 10 虐待防止を進めます《重点施策》

【現状と課題】

- 国においては、高齢者、障がい者、児童等に対する虐待への統一的な対応が求められています。
- ・ 調査結果(資料編)をみると、⑭「地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきこと」について、「虐待や差別の防止」(市民 29.2%)が市民において約3割となっており、虐待防止の取組が求められています。
- 本市の取組においては、高齢者等の権利擁護では、経済面や精神面等複合的な問題を抱えている相談案件が多いことへの対応が、養育支援訪問事業では、地域から孤立しないよう、関係機関と連携した支援が求められています。



【自助】<市民一人ひとりの役割>

- 知り合いの人が虐待等に困っている場合は、身近な相談窓口を紹介しましょう。
- 虐待が疑われる場合は、すぐに市の相談窓口や児童相談所等に連絡しましょう。



【共助】<地域、福祉関係団体・事業者等の役割>

- 虐待で困っている人がいないか、地域で見守りましょう。
- 虐待で困っている人の情報を、市や関係団体に提供しましょう。



【公助】 <市における取組内容>

取組内容	関連事業 (担当課等)
24] 虐待防止の推進	
○ 問題が多様化・複雑化した案件が増加していることから、分野 横断的に関係機関と連携し支援に取り組むとともに、地域全体 で高齢者や障がい者、児童等の見守りを行い、異常等を発見した 際に早期に対応できるよう情報連携を図ります。 また、DV*等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提 供を行います。	No74 高齢者等の虐 待防止等権利擁護の 取組の推進 ・健康福祉部 ・男女共同参画室
○ 要保護児童等に対する適切な保護または支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び要保護児童等に対する支援に関する協議を行います。	No75 児童虐待防止 対策等地域協議会に よる関係機関との情 報交換等 ・こども総合相談室
○ 子育てに不慣れで不安をもちながら子育てをしている家庭等、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行うとともに、養育に関する相談支援を行います。	No76 養育支援訪問 事業 ・こども総合相談室

第5章 計画の推進と評価

1 計画の周知

本計画においては、計画書及び概要版を関係団体に配布します。また、市ホームページ等を通じ、市民への周知を行います。

2 計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、市民、地域、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会、 行政等が連携し、それぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として、計画の推進を図り ます。

主体	役割
行政	庁内各所属所との分野横断的な連携をはじめ、市民、地域、福祉関係団体・事業者、社会福祉協議会等との連携を図りながら、総合的に地域福祉施策を推進していきます。 特に、社会福祉協議会との連携・協力を緊密にして、地域福祉の充実に取り組んでいきます。
地域、福祉関係団 体•事業者、社会福 祉協議会等	地域福祉活動を推進する中心的な担い手として、行政や 関係団体との連携を図りながら、地域福祉活動を推進して いきます。 また、地域で活動する各団体等が、それぞれの役割・立 場を踏まえながら、地域社会の一員として、地域福祉活動 に参加していきます。
市民	市民一人ひとりが地域社会の一員として、隣近所や身近 な地域住民と協力し、地域福祉活動に参加していきます。

3 計画の進捗管理と評価

地域福祉計画の進捗管理については、毎年度、本計画の進捗状況を庁内各所属所において把握するとともに、「鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会」にて点検・評価を行っていきます。

また、計画と実施状況にかい離が生じた場合等は、適宜見直しを行っていきます。

資料編

- 1 国・県の動向
- (1) 国の主な動き
- (2) 県の主な動き
- 2 各種調査からみる地域福祉を取り巻く状況
- (1)調査の概要
- (2) 市民・団体アンケート調査結果の概要
- (3) 各地区社会福祉協議会代表者インタビュー調査結果の概要
- 3 第4期計画の基本目標策定に向けた骨子
- 4 関連計画の概要
 - (1)鎌ケ谷市総合基本計画
 - (2) 第8期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (3)第3期鎌ケ谷市障がい者計画
- (4) 第2期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画
- (5) 第3次いきいきプラン・健康かまがや21
- 5 鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱
- 6 鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿
- 7 計画策定の経過
- 8 用語解説

1 国・県の動向

(1)国の主な動き

国においては、近年、平成30年に施行された「改正社会福祉法」により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。

	国の動き
平成 12年	・改正社会福祉法の施行・介護保険法の施行
平成 18年	・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成 24 年	・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ・厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援 のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25年	 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会報告書 ・健康日本21(第2次)計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・改正災害対策基本法の施行(被災者支援の充実ほか)
平成 26年	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・改正介護保険法の施行(地域支援事業の充実ほか)
平成 27年	・生活困窮者自立支援法の施行
平成 28年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・地域共生社会(「我が事・丸ごと」の地域づくり)の実現に向けた中間報 告の公表(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法) ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成 29年	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布(社会福祉法の一部改正により、地域共生社会実現に向けた取組を推進) ・地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめの公表(社会福祉法 市町村における包括的な支援体制の構築ほか) ・厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(市町村地域福祉計画の策定ガイドライン公表ほか)
平成 30年	・改正社会福祉法の施行 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正(一部の規定を除く。)の施行
令和3年	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについて

平成 29 年に国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について (地域福祉策定ガイドライン)」においては、計画の中に取り入れなければならない事項 として、次の5項目が挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 県の主な動き

千葉県においては、平成27年に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定するととも に、令和元年には、第三次計画の見直しを行っています。

【主な取組の方向性】

4つのポイントを定め、「互いに支えあい、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

- ① 互いに支えあう地域コミュニティの再生
- ② 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
- ③ 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
- ④ 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

【県の計画で示された市町村の役割】

- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の 整備

2 各種調査からみる地域福祉を取り巻く状況

(1)調査の概要

本計画を策定するにあたっての基礎資料とするため、市民及び団体アンケート調査を 実施しました。また、コロナ禍の状況の中、予定されていた地域懇談会に代わるものと して、市内6地区の各地区社会福祉協議会代表者にインタビュー調査を実施しました。

① 市民アンケート調査

■調査対象者:市内在住の 18 歳以上の方(無作為抽出)(以下「市民」という。)

■調 査 期 間: 令和2年2月21日~3月9日

■調 査 方 法:郵送配布・郵送回収による調査、インターネットによるWEB調査

■回 収 結 果:配布数 3,000 件、回収数 1,129 件、回収率 37.6%

② 団体アンケート調査

■調査対象者: 地区社会福祉協議会、市民公益活動団体等の福祉関係団体(以下「団体」 という。)

■調 査 期 間:令和2年6月15日~6月30日 ■調 査 方 法:郵送配布・郵送回収による調査

■回 収 結 果:配布数 90 件、回収数 77 件、回収率 85.6%

③ 各地区社会福祉協議会代表者インタビュー調査

■調 査 対 象 者:市内6つのエリアの地区社会福祉協議会代表者

■調 査 実 施 日: 令和2年7月27日、7月29日、8月5日

■インタビュー項目: ① 地域の中で、困っている人や問題となっていること、複合 的な問題を抱えている人について

- ② ①の問題を解決していく上で、必要なことに関する意見・ アイデア等について
- ③ その他、地域福祉の推進に向けての意見について

※ 調査結果をみる際の注意点

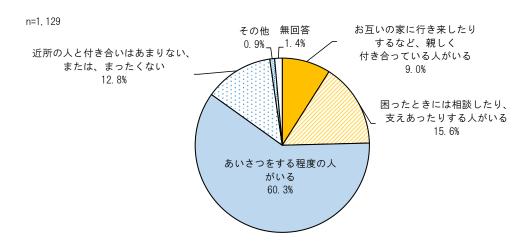
- 〇 グラフ及び表の n 数 (number of case) は、回答数 (集計対象者総数あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数) を表しています。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 回答結果の割合(%)はサンプル数(集計対象者総数)に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)や複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 市民・団体アンケート調査結果の概要

① 近所付き合いの程度について(市民)

「あいさつをする程度の人がいる」が 60.3%で最も高く、次いで「困ったときには相談したり、支えあったりする人がいる」が 15.6%、「近所の人と付き合いはあまりない、または、まったくない」が 12.8%となっています。

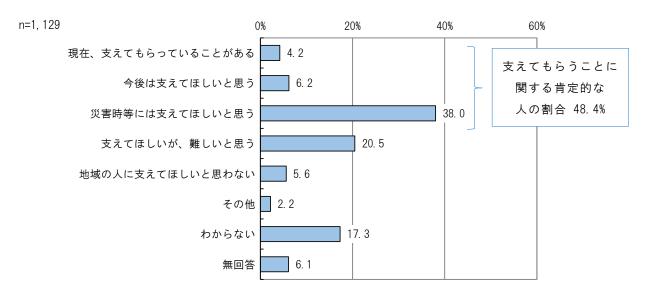
《近所付き合いの程度について(市民/単数回答)》



② 地域の人に支えてもらうことに関する考えについて(市民)

「災害時等には支えてほしいと思う」が38.0%で最も高く、「現在、支えてもらっていることがある」(4.2%)と「今後は支えてほしいと思う」(6.2%)を合わせた"支えてもらうことに関する肯定的な人の割合"は48.4%となっています。

《地域の人に支えてもらうことに関する考えについて(市民/単数回答)》

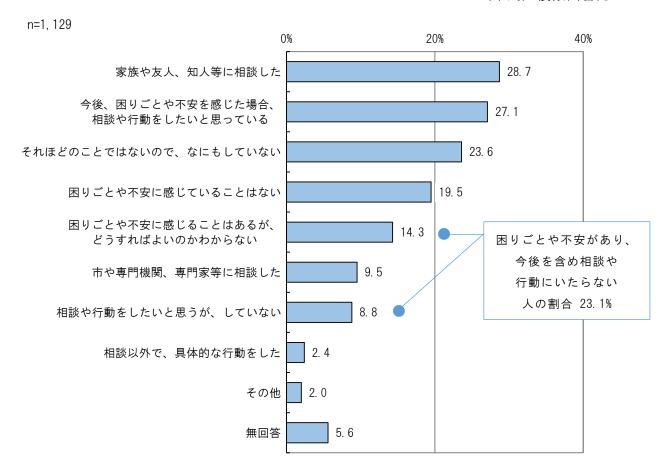


③ 日常生活の困りごとや不安を解決していくためにしていること(したこと) について(市民)

「家族や友人、知人等に相談した」が28.7%で最も高く、次いで「今後、困りごとや不安を感じた場合、相談や行動をしたいと思っている」が27.1%となっています。また、「困りごとや不安に感じることはあるが、どうすればよいのかわからない」は14.3%で、「相談や行動をしたいと思うが、していない」(8.8%)を合わせた"困りごとや不安があり、今後を含め相談や行動にいたらない人の割合"は23.1%となっています。

《日常生活の困りごとや不安を解決していくためにしていること(したこと)について

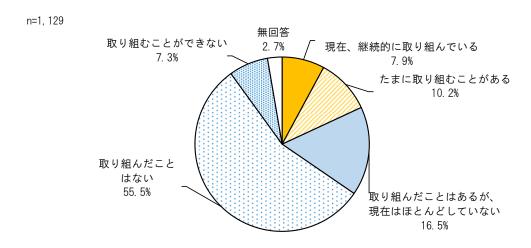
(市民/複数回答)》



④ 地域活動やボランティア活動の取組状況について(市民)

「取り組んだことはない」が 55.5%で最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が 16.5%となっています。また、「現在、継続的に取り組んでいる」は 7.9%で、「たまに取り組むことがある」(10.2%)を合わせた "現在取り組んでいる人の割合"は 18.1%となっています。

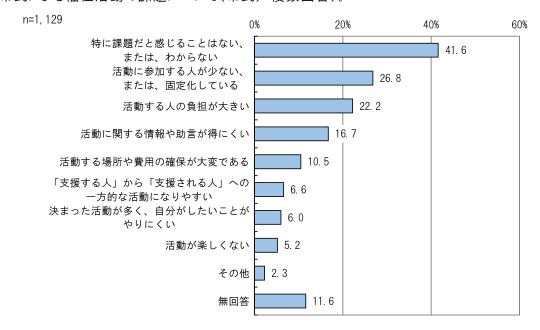
《地域活動やボランティア活動の取組状況について(市民/単数回答)》



⑤ 市民による福祉活動の課題について(市民)

「特に課題だと感じることはない、または、わからない」が 41.6%で最も高く、次いで「活動に参加する人が少ない、または、固定化している」が 26.8%、「活動する人の負担が大きい」が 22.2%となっています。

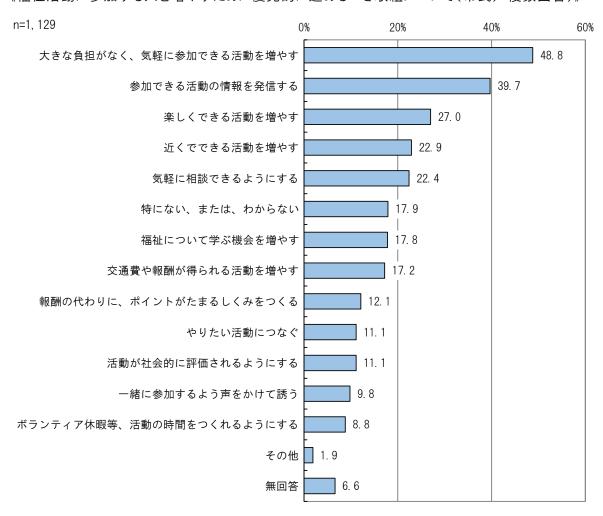
《市民による福祉活動の課題について(市民/複数回答)》



⑥ 福祉活動に参加する人を増やすために優先的に進めるべき取組について (市民)

「大きな負担がなく、気軽に参加できる活動を増やす」が 48.8%で最も高く、 次いで「参加できる活動の情報を発信する」が 39.7%、「楽しくできる活動を増や す」が 27.0%となっています。

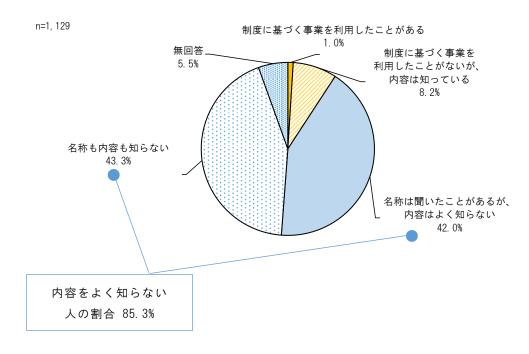
《福祉活動に参加する人を増やすために優先的に進めるべき取組について(市民/複数回答)》



⑦ 生活困窮者自立支援制度の認知・利用状況について(市民)

「名称も内容も知らない」が 43.3%で最も高く、「名称は聞いたことがあるが、 内容はよく知らない」(42.0%)を合わせた"内容をよく知らない人の割合"は 85.3%となっています。

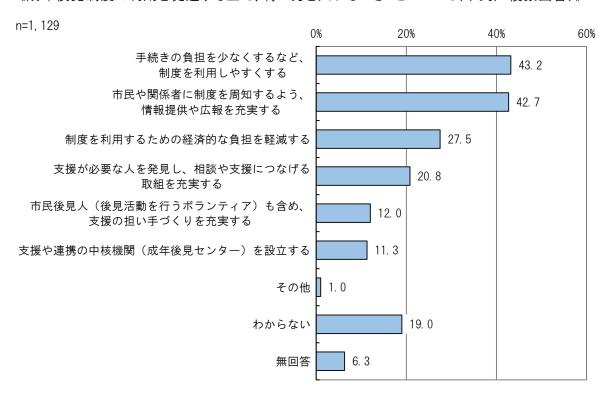
《生活困窮者自立支援制度の認知・利用状況について(市民/単数回答)》



⑧ 成年後見制度の利用を促進する上で、特に力を入れるべきことについて (市民)

「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」が 43.2%で最も高く、次いで「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」が 42.7%、「制度を利用するための経済的な負担を軽減する」が 27.5%となっています。

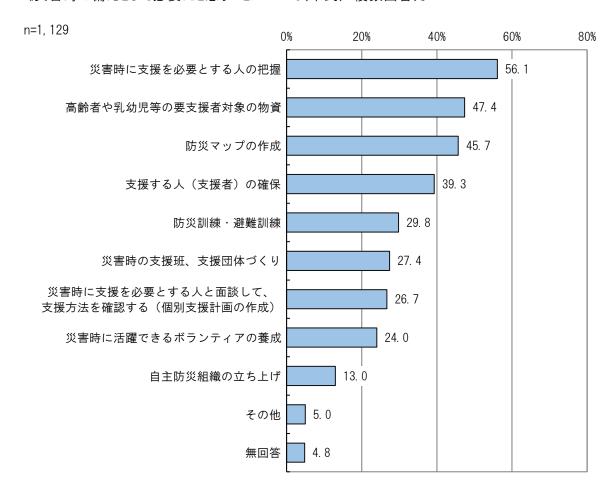
《成年後見制度の利用を促進する上で、特に力を入れるべきことについて(市民/複数回答)》



⑨ 災害時の備えとして必要だと思うことについて(市民)

「災害時に支援を必要とする人の把握」が 56.1%で最も高く、次いで「高齢者 や乳幼児等の要支援者対象の物資」が 47.4%、「防災マップの作成」が 45.7%と なっています。

《災害時の備えとして必要だと思うことについて(市民/複数回答)》

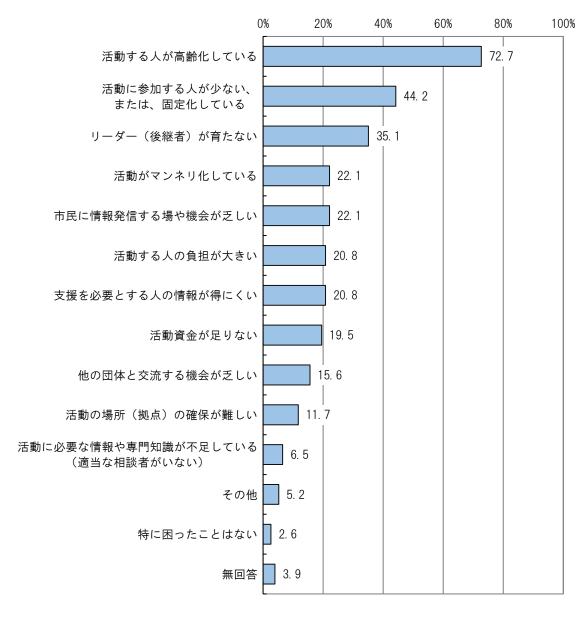


⑩ 団体が活動を行う上で困っていることについて(団体)

「活動する人が高齢化している」が 72.7%で最も高く、次いで「活動に参加する人が少ない、または、固定化している」が 44.2%、「リーダー(後継者)が育たない」が 35.1%となっています。

《団体が活動を行う上で困っていることについて(団体/複数回答)》

n=77

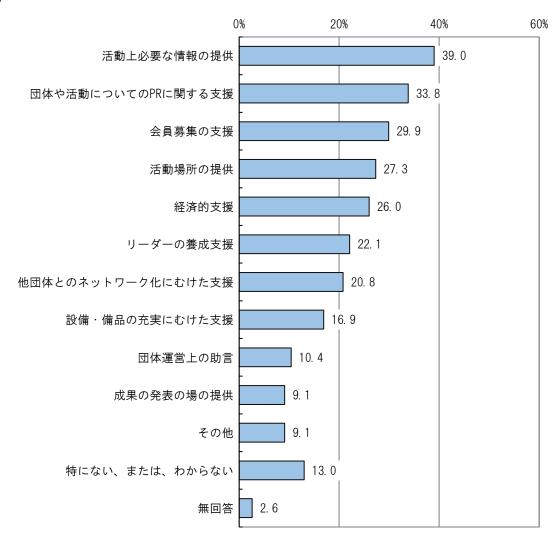


⑪ 団体が活動をしていく上で、市に望むことについて(団体)

「活動上必要な情報の提供」が 39.0%で最も高く、次いで「団体や活動についての PR に関する支援」が 33.8%、「会員募集の支援」が 29.9%となっています。

《団体が活動をしていく上で、市に望むことについて(団体/複数回答)》

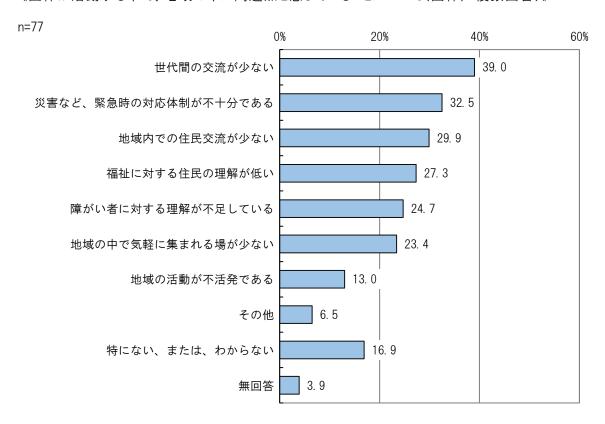
n=77



⑩ 団体が活動する中で、地域の中に問題点と感じていることについて(団体)

「世代間の交流が少ない」が39.0%で最も高く、次いで「災害など、緊急時の対応体制が不十分である」が32.5%、「地域内での住民交流が少ない」が29.9%となっています。

《団体が活動する中で、地域の中に問題点と感じていることについて(団体/複数回答)》



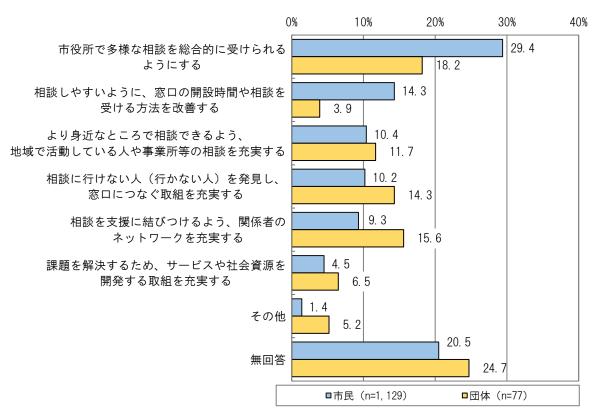
③ 包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、優先的に取り組むべきことについて(市民・団体)

市民アンケートでは、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」が 29.4%で最も高く、次いで「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける 方法を改善する」が 14.3%、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所等の相談を充実する」が 10.4%となっています。

団体アンケートでは、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」が 18.2%で最も高く、次いで「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワーク を充実する」が 15.6%、「相談に行けない人(行かない人)を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」が 14.3%となっています。

《包括的な相談支援の仕組みを充実していく上で、優先的に取り組むべきことについて

(市民·団体/単数回答)》



④ 地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきことについて (市民・団体)

市民アンケートでは、「高齢者・障がい者等の介護や生活支援」が 41.3%で最も高く、次いで「身近な相談窓口の整備」が 36.7%、「福祉に関する情報の提供」が 35.5%となっています。

団体アンケートでは、「福祉に関する情報の提供」が 45.5%で最も高く、次いで「地域住民のつながりづくり」が 39.0%、「孤立した人やひきこもりの人への支援」が 35.1%となっています。

《地域福祉の充実に向け、市として優先的に取り組むべきことについて

(市民·団体上位 10 項目/複数回答)》

	市民アンケート(n=1, 1	29)		団体アンケート(n=77)		
1位	高齢者・障がい者等の 介護や生活支援	41. 3%	1位	福祉に関する情報の提 供	45. 5%	
2位	身近な相談窓口の整備	36. 7%	2位	地域住民のつながりづ くり	39. 0%	
3位	福祉に関する情報の提 供	35. 5%	3位	孤立した人やひきこも りの人への支援	35. 1%	
4位	子育ての支援	34. 9%	4位	防災や災害時に支援が 必要な人への対応	32. 5%	
5位	犯罪や事故のない安全 なまちづくり	31. 6%	5位	身近な相談窓口の整備 /支援が必要な人を発		
6位	医療の充実	31. 1%		見する取組	31. 2%	
7位	年金等の社会保障制度 の充実	30. 1%		/公共交通の整備や移 動の支援		
8位	公共交通の整備や移動 の支援	29. 6%	8位	高齢者・障がい者等の 介護や生活支援	29. 9%	
9位	虐待や差別の防止	29. 2%		/福祉の心を育てる取 組	29. 910	
10 位	経済的に困窮している 人への支援	26. 5%	10 位	健康づくり支援/地域 住民が集う拠点づくり /地域での支えあいの 活動	27. 3%	

(3) 各地区社会福祉協議会代表者インタビュー調査結果の概要

令和2年7月27日実施

■北部地区

- 近くに商店がないため、移動手段がない場合は、買い物に困る。巡回販売は1回 しか来ない。
- 健康体操、介護予防に出てくる人は限られており、特に男性は少ない。どんな催し物でも、参加しない人は参加しないというのが課題。
- 地区で避難所が重なっているところもあり、避難所の確保が課題ではないか。また、北部小学校を避難場所にするのが妥当だが、実際の災害の場合、北部小学校を利用できるかは不透明。場所の広さ、滞在可能時間、物資の確認をしたが、いずれも不足している。

令和2年7月29日実施

■東部地区

- 自力で歩けない方、外に出られない方をどのようにフォローしていくかが課題。 また、市全体でどのくらいの人がいるかを把握してほしい。
- 〇 避難行動要支援者名簿の自治会との締結状況は、103 自治会のうち、現在 15 ~16%の進捗状況と聞いている。市役所に受け取りに来てもらうのではなく、市 民に負担のない対応の検討が必要。
- 自治会に入らない人が増えてきた。市では全世帯の6割程度しか自治会に加入 していないという統計がある。自治会の未加入者への加入促進の検討が必要。
- 鎌ケ谷市と千葉県宅地建物取引業協会市川支部鎌ケ谷地区、自治会連合協議会で「自治会加入」に関する三者協定を結んでいるとのことだが、窓口でチラシを渡すだけで効果が出てないと見受けられる。
- 民生委員・児童委員、地区ふれあい員を知らない住民が多い。

■中央地区

- 障がい者の相談機関として、基幹相談支援センター「えがお」等が整備されているが、相談窓口が認知されていないのではないか。
- 50 世帯当たりに1人の割合で「地区ふれあい員」になっていただいているが、何をしたらよいのかがわからなかったり、具体的な話が来ないこともあり、住民の問題を解決する役割を担えていない。
- 新住民が増えているが、自治会の役員に就きたくない等の理由で自治会を退会 してしまう人がいる。日頃からの近所付き合いや何かあった時に助けあえる関係 を構築するためにも、自治会は重要なものと考えている。

■中央東地区

- 男性の高齢者の閉じこもりが増えてきている。
- 民生委員・児童委員の担い手が不足している。現職の民生委員・児童委員が定年 延長して、カバーしている状況にある。後継者を育てるため、人材育成が必要。
- 自治会役員、地区ふれあい員、PTA役員等、単独の組織が地域の中にたくさん あるが、兼務しているケースもあり、これら関係者でネットワークを組んでやって いけないかと思っている。社会福祉協議会で地域福祉コーディネーター養成研修 を実施し、パイプ役になってもらう活動をしているが、機能していないのでは。
- 市役所でイベントや講習をやっているが、人がなかなか集まらない。人を集める 企画力が必要と思う。人生をパソコンでもっと楽しくするパソコン教室等、目を引 くような企画を期待したい。
- 防災行政無線が聞こえやすいところ、聞こえにくいところがあるので、今後は各家庭に有線放送を設置する等、防災無線のあり方を見直すべきではないか。

令和2年8月5日実施

■南部地区

- 独居高齢者が増えてきており、配偶者が亡くなってしまうと認知症になってしまうケース等がある。近所の方や民生委員・児童委員でもなかなか把握できない。
- 役員ができないという理由で、自治会を抜ける方が増えている。自治会の運営者 の高齢化が進んでいる。
- 〇 要介護3以上の人たちが不便を感じているようで、その人たちの情報があると 支援しやすいが、民生委員・児童委員においても必要以上の個人情報はもたない方 がいいとされており、ご本人の意向を加味しながら慎重に個人情報を取り扱う必 要がある。
- 〇 「笑顔であいさつ」「日頃の助けあい」は、現在は難しくなってきており、あいさつだけでも知らない人にはしづらい風潮にある。気軽に立ち話ができる関係性を日頃からつくっていくべきと思う。

■西部地区

- 〇 くぬぎ山では高齢化が進んでおり、75歳以上の高齢者がかなり増えている。外 出の自粛・制限の中で、認知症が進んでいるようだ。
- 空き家対策に困っている。入居者が高齢で施設に入ってしまう等の理由により、 空き家となって荒れてしまっている。
- 自治会会員がかなり減少しており、自治会を通じた接点がなくなり、衰退していると感じる。
- 老老介護世帯が増えており、子育て世代は減少。若い人との接点も少なくなって おり、地域活動の担い手が減っている。
- 市内の6地区のメンバーが集まって話し合える場があるとよいと思う。情報交換をして、ほかの地区の効果的な取組を知ることができるのではないかと思う。

3 第4期計画の基本目標策定に向けた骨子

第3期計画

基本目標1

地域で支えあう取り組みを推進します

施策

地域でのふれあい、支えあいをすすめます

施策2

地域での支えあい拠点を増やします

施策3

ボランティアなどの多様な担い手を 増やします**《重点施策》**

基本目標2

必要な相談・情報・支援が得られる

しくみを推進します 施策4

身近な相談支援体制を充実します

施策5

生活困窮者の自立支援を すすめます(新規)

5策6

地域福祉に関する広範な情報提供をすすめます

基本目標3

安全で安心して暮らせるしくみを推進します

施策7

避難行動要支援者への支援を すすめます**《重点施策》**

施策8

安全なまちづくり・防災防犯活動を すすめます

施策9

孤立化・虐待防止と権利擁護を すすめます

基本目標4

地域福祉を支えるネットワークを推進します

施策10

地域包括ケアシステムを推進します (新規)

地域福祉を取り巻く現状と課題

※鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会による第3期計画の点検・評価及び市民アンケート、 団体アンケート、地区社協代表者インタビュー等をもとに検証・抽出

- ■地域福祉に関心を持ってもらえるような、将来の担い手育成が求められている
- ■福祉関係団体の参加者の高齢化・固定化が進んでいることから、市民活動推進センターやボランティアセンターの周知や新たなボランティアを育成する取組が求められている
- ■地域共生社会実現のための意識啓発や人材育成が求められている
- ■住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、助けあいの関係の構築が求められている
- ■世代間交流や地域住民同士のつながりが希薄化していることから、地域住民が交流しあえる機会の創出が求められている
- ■身近な地域で気軽に相談できる仕組みづくりが求められている
- ■民生委員や自治会など、多様な参加者が参画する話し合いの場(第2層協議体)等を活用した、 地域課題を解決するためのネットワークの構築が求められている
- ■地域共生社会実現のための包括的な相談支援体制が求められている
- ■福祉に関する相談件数が増加しているとともに、相談内容が多様化・複雑化していることから、 対応する職員のスキルの向上や、きめ細やかな相談支援体制が求められている
- ■生活困窮者自立支援制度が十分に浸透していないため、制度の周知が求められている
- ■家族や社会との接点を失い、地域に潜在しているニーズを把握し、必要な支援につなぐことが 求められている
- ■支援が必要な人に対し、必要な情報が適切に届く情報提供体制の整備が求められている
- ■高齢者や障がい者を含め、誰もが読みやすく、利用しやすい広報媒体の管理・運営が求められている
- ■改正災害対策基本法の施行に伴い、避難行動要支援者名簿の作成及び整備が求められている
- ■避難行動要支援者の同意者名簿の提供に向けた理解促進が求められている
- ■大規模な自然災害の頻発などにより、災害時の対応や防災体制づくりへの関心が高まっている
- ■公共交通の整備や移動の支援などに対する関心が高まっている
- ■「鎌ケ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づいた、安全で安心なまちづくりの推進が求められている
- ■成年後見制度が十分に浸透していないため、制度の周知とともに、手続きの負担軽減が求められている
- ■認知症高齢者等の増加により、今後予測される市民後見人の不足への対応が求められている
- ■支援対象児童や児童虐待の増加とともに、複雑化している家庭内の問題に対応することが求められている
- ■高齢者等の権利擁護において、経済面や精神面等複合的な問題を抱えた相談が増加していることから、分野横断的な関係機関との連携による支援体制づくりが求められている

第4期計画

基本目標1

地域で支えあう取組を推進します

施策1

地域福祉を推進する意識啓発と 担い手育成を進めます《重点施策》

施策2

地域でのふれあい、支えあいを 進めます

基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られる 仕組みを推進します

施策3

地域における包括的な 支援ネットワークづくりを進めます 《重点施策》

施策4

福祉サービス等に関する 相談支援体制を充実します

施策5

生活困窮者の自立支援を進めます

施策6

地域福祉に関する広範な情報提供を 進めます

基本目標3 安全で安心して暮らせる仕組みを 推進します

施策7

避難行動要支援者への支援等 防災対策を進めます

施策8

安全で暮らしやすいまちづくりを 進めます

施策9

成年後見制度の利用促進を進めます

施策10

虐待防止を進めます《重点施策》

分析

4 関連計画の概要

(1)鎌ケ谷市総合基本計画

① 基本構想

■計画期間:令和3年度~令和14年度

■まちづくりの基本理念:みんなでつくるふるさと 鎌ケ谷

■市が目指す将来の姿(都市像):

人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ケ谷

■基本日標:

基本目標1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち(保健・福祉)

基本目標2 子どもの生きる力をはぐくむまち(子育て・教育)

基本目標3 自然と調和した災害に強いまち(安全・環境)

基本目標4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち(都市基盤・産業)

基本目標5 豊かな心と生きがいを実感できるまち(生涯学習・文化・スポーツ)

② 前期基本計画

■計画期間:令和3年度~令和8年度

■重点プロジェクト:

プロジェクト1 誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくり

プロジェクト2 未来を担う子どもをみんなで応援するまちづくり

プロジェクト3 人が集い、住みたい魅力のあふれるまちづくり

■施策体系:

基本目標	政策		施策
		1 保健•医	療の充実
【基本目標1】		2 地域福祉	の推進
誰もが健康でいきいき	【政策1】保健・福 祉	3 高齢者福	語祉の推進
と暮らせるまち	TIL	4 障がい者	(児)福祉の推進
		5 社会保障	制度の充実
	【政策2】子育て	1 子育て環	環境の充実【重点施策】
		2 保育サー	-ビス等の充実【重点施
【基本目標2】		策】	
子どもの生きる力をは	【政策3】教育	1 学校教育	『の充実【重点施策】
ぐくむまち		2 児童・生	徒の健康及び安全等の
		確保【重	点施策】
		3 青少年の	健全育成の推進

	T		
	【政策4】安全		危機管理体制・防災対策の強化 【重点施策】
			- 大皇点心泉/ 防犯対策の強化
【基本目標3】	【以水牛】又主	2	消防・救急・救助体制の充実【重
自然と調和した災害に		3	点施策】
強いまち		1	環境保全の推進
	 【政策5】環境	2	循環型社会の構築
	「以来り」環境	3	環境衛生の向上
		1	良好な居住環境の確保【重点施
		'	策】
		2	快適な公園・緑地空間の創出【重
			点施策】
		3	治水対策の推進【重点施策】
	【政策6】都市基盤	4	持続可能な下水道事業の推進
【基本目標4】		5	安全に利用できる道路環境の充
にぎわいと活力に満ち			実【重点施策】
た緑あふれるまち		6	魅力ある都市機能の充実【重点
			施策】
	【政策7】産業	1	持続可能な都市農業の構築
		2	商工業の振興及び観光施策の充
			実【重点施策】
			消費者の安全及び安心の確保
【基本目標5】	【政策8】生涯学習・文化・スポーツ		生涯学習の推進
豊かな心と生きがいを			芸術文化の振興及び歴史的資源
実感できるまち			の保存活用
火心できるう		3	生涯スポーツの振興
	【政策9】市民協働・	1	協働及び市民公益活動等の推進
	男女共同参画・多文 化共生	2	共生社会の実現
基本構想の実現に向け		1	財政の健全化及び行財政改革の
て			推進
	【政策 10】持続可能	2	公共施設の適正な管理運営の推
	な行財政運営 		進
		3	行政情報等の積極的な発信
	I.	1	

(2) 第8期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

■計画期間:令和3年度~令和8年度

■目指す姿:住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち かまがや

■施策体系:

基本目標	施策の柱
甘木口坪 1	1 在宅医療・介護連携の推進【重点施策】
基本目標1 地域包括ケアシステムの	2 認知症施策の推進【重点施策】
深化・推進	3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
床 II 、 推進	4 地域包括支援センターの機能強化
基本目標2	5 健康づくりの充実と推進【重点施策】
活力ある高齢者の活動支援	6 社会参加・生きがいづくりの促進
基本目標3	7 日常生活を支援する体制の整備【重点施策】
高齢者が安心して暮らせる 環境の整備	8 権利擁護の推進
	9 介護サービスの適正な利用と円滑な推進
基本目標4	【重点施策】
介護保険事業の適正な運営	10 介護人材の確保・育成・定着【重点施策】
	11 介護保険サービスの充実

(3) 第3期鎌ケ谷市障がい者計画

■計画期間:令和3年度~令和8年度

■基本理念: 障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまち

■施策体系:

基本目標		施策
基本目標1	施策1-1	相談支援体制の充実
本本日標 丸ごと受け止める	施策1-2	療育支援と障がいの重度化・重複化予
2括的支援体制の構築		防の推進
2600文拨件前07悔采	施策1-3	保育・教育の充実
	施策2-1	福祉サービスの充実
サナロ畑の	施策2-2	生活の場の確保
基本目標2 個性や能力を伸ばし自立した	施策2-3	医療・健康づくりへの支援
生活を支えるしくみづくり	施策2-4	働く場の拡充
主点を文えるしくのうくり	施策2-5	障がい者が暮らしやすいまちづくりの
		推進
甘土口挿り	施策3-1	障がいへの理解と交流の促進
基本目標3	施策3-2	地域の安全と安心の確保
みんなの理解と協働のある まちづくり	施策3-3	社会活動・余暇活動の推進
みりノベリ	施策3-4	障がい者の権利擁護・虐待防止の推進

(4) 第2期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画

■計画期間:令和2年度~令和6年度

■基本理念:

すべての子どもは、『鎌ケ谷市の未来を支える希望』であることを念頭にして、

本市では『子どもの視点に立った施策』を積極的に展開し、

『家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体』で、

子どもとその家庭を支援していきます。

■施策体系:

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

基本計画1	相記	談支援体制の充実		
		施策1 子育て全般に関する相談体制の充実		
		施策2 子どもの健康・発達・教育に関する相談体制の充実		
		施策3 民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実		
基本計画2	就等	学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実		
		施策1 認定こども園の普及促進		
		施策2 認可保育園等の整備		
		施策3 教育・保育施設と小学校等との連携		
		施策4 教育・保育施設における食育の推進		
基本計画3	多村	様な家庭に対応した保育サービスの充実		
		施策1 地域子ども・子育て支援事業の充実		
基本計画4	放記	課後等における子どもの健全な育成支援の充実		
		施策1 放課後の安全な居場所づくり		
		施策2 児童センター機能の充実		
		施策3 放課後等デイサービスの強化		

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本計画1	児	童虐待の防止		
		施策1 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進		
		施策2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等		
基本計画2 障がい児施策の充実				
		施策1 障がいの早期発見及び早期療育体制の充実		
		施策2 こども発達センター等による専門的支援の強化		
施策3 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性[施策3 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性向上		
		施策4 障がい者計画との連携及び推進		

基本計画3子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援施策1経済的な支援施策2子育て・生活支援施策3就業支援施策4学習支援

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

基本計画1	妊	娠・出産から切れ目のない支援		
		施策1 母子に対する継続的な見守りと働きかけ		
基本計画2	基本計画2 母と子の健康確保			
		施策1 健康診査・健康相談等の実施		
		施策2 各種予防接種の接種勧奨		
基本計画3 経済的な支援の充実		済的な支援の充実		
		施策1 法律に定められた手当等の支給		
施策2 教育・保育に対する給付等の支給 施策3 医療費等の負担軽減		施策2 教育・保育に対する給付等の支給		
		施策3 医療費等の負担軽減		
		施策4 多子世帯対策		

基本方針4 社会全体で"子育て"を支えるための環境整備

至		3.上げて 1.月で 2.久だめための域が正隔			
基本計画1	基本計画1 地域による子育て支援の充実				
		施策1 子育て支援ボランティアの確保・育成			
		施策2 地域における子育て資源の充実			
		施策3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に			
		向けた普及啓発			
基本計画2					
		施策1 児童遊園等の充実			
		施策2 児童センター等の運営・整備			
		施策3 学校施設等の有効的な活用			
基本計画3	基本計画3 子どもの安全確保				
		施策1 子どもの防犯体制の構築			
		施策2 通学路等の安全確保			

(5) 第3次いきいきプラン・健康かまがや21

■計画期間:令和3年度~令和8年度■基本理念:いきいき笑顔、生涯健康

■施策体系:

健康増進計画 (第3次)

【基本目標】

市民一人ひとりの生涯を通じた 健康づくりの推進

(1)栄養·食生活

- ①適正体重の維持
- ②欠食のない食習慣の確立
- ③バランスのよい食生活の実践

(2)身体活動·運動

- ①運動習慣の確立
- ②身体活動や運動に取り組みやすい 環境づくり

(3)休養・心の健康づくり

- ①睡眠等による十分な休息の確保
- ②適切なストレス対処法の実践

(4)歯と口の健康づくり

①口腔機能の維持・向上

(5)疾病予防

- ①生活習慣病の早期発見・早期治療
- ②健康的な生活習慣の確立 (たばこ・アルコール)
- ③感染症予防の推進
- ④地域医療体制の整備

食育推進計画 (第3次)

【基本目標】

健やかな身体づくりと心豊かな食卓を ~食の自立をめざそう~

(1)食べる力をつける

- ①欠食せずに食べる
- ②主食・主菜・副菜をそろえて食べる
- ③食品衛生に配慮する
- ④よく噛んで食べる

(2)食を大切にする力をつける

- ①感謝して食べる
- ②誰かと食事を楽しむ
- ③食文化を大切にする
- ④環境に配慮する

自殺対策計画 (第1次)

【基本目標】

健やかな心と気づいてつなぐ、 地域で支えるいのちの絆

(1)地域におけるネットワークの強化

- ①地域における自殺対策関係機関 との連携
- (2)自殺対策を支える人材の育成
- ①ゲートキーパーの養成

(3)市民への啓発と周知

- ①自殺予防週間、自殺対策強化 月間の周知
- ②自殺対策や精神保健に関する 正しい知識の普及啓発

(4)生きることの促進要因への支援

- ①自殺リスクのある人への支援
- ②自殺未遂者の支援
- ③遺された人への支援

(5)児童生徒のSOSの出し方に 関する教育

- ①SOSの出し方に関する教育の推進
- ②若者に合わせた支援の充実

5 鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成29年2月23日 鎌ケ谷市告示第13号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、鎌ケ谷市における 総合的な地域福祉の推進を図るための計画(以下「鎌ケ谷市地域福祉計画」という。) の策定及び実施状況について、市民、関係団体等からの意見を広く反映させるため、鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 鎌ケ谷市地域福祉計画の策定に係る協議及び検討に関すること。
 - (2) 鎌ケ谷市地域福祉計画に基づく施策に関する事務事業の評価、改善及び提言に 関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 鎌ケ谷市自治会連合協議会の代表者又は推薦を受けた者
 - (2) 保健福祉医療関係者
 - (3) 地域福祉に関係する団体の代表者又は推薦を受けた者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 公募による市民
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議 長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 鎌ケ谷市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成27年鎌ケ谷市告示第84号)は、廃止する。

6 鎌ケ谷市地域福祉計画策定·推進委員会委員名簿

表:鎌ケ谷市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

(敬称略/順不同/役職名は委嘱当時のもの)

No	区分	氏 名	所属など
1	(1)鎌ケ谷市自治 会連合協議会の 代表者又は推薦 を受けた者	(副委員長) たなか みきお 田中 幹雄	鎌ケ谷市自治会連合協議会福祉委員長
2		いしかわ ひろき 石川 宏貴	一般社団法人鎌ケ谷市医師会代表理事
3	(2)保健福祉医療	大城 翔平	社会福祉法人優幸会みちる園支援係長
4	関係者	かわむら ひろゆき 川村 浩幸	特別養護老人ホーム慈祐苑施設長
5		ばば いちろう 馬場 一郎	鎌ケ谷市初富地域包括支援センター長
6		(委員長) とくだ くにやす 徳田 訓康	社会福祉法人鎌ケ谷市社会福祉協議会会長
7	<i>(</i> - <i>)</i> - <i>(</i> -	_{みうら} ひろし 三浦 弘	北部地区社会福祉協議会会長
8	(3)地域福祉に関係する団体の代	^{やまもと} さちこ 山本 幸子	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会会長
9	表者又はその推 薦を受けた者	ふくざわ めいじ 福澤 明二	鎌ケ谷市ボランティア連絡協議会会長
10		^{5かまつ} みっぉ 近松 光夫	元・鎌ケ谷市老人クラブ連合会会長 (令和2年12月2日解嘱)
10		たじり まさはる 日常	鎌ケ谷市老人クラブ連合会会長 (令和2年12月2日委嘱)
11	(4)学識経験を有	たなべ みつこ 田邉 光子	聖徳大学通信教育部講師
12	する者	なかの ひろし 中野 洪	中央東地区社会福祉協議会会長
13	(5)公募による市 民	ゃまね ぁ き 山根 亜紀	市民の代表者
14		なかごめ けんじ 中込 賢次	市民の代表者
15		tietaと thw c 関本 憲吾	市民の代表者

7 計画策定の経過

■令和元年度

月日	会議等	概 要
2月21日	市民アンケート調査	市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人を対象に
~3月9日	仲氏アングート調査	アンケート調査を実施(回収数:1,129 件)

■令和2年度

月日	会議等	概 要	
6月15日 ~6月30日	団体アンケート調査	福祉関係団体 90 団体を対象にアンケート調査 を実施(回収数:77件)	
7月6日	計画策定方針の決定	地域福祉計画を策定する旨の決定	
7月27日 7月29日 8月5日	各地区社会福祉協議会 代表者インタビュー調査	市内6つのエリアの地区社会福祉協議会代表者に対してインタビュー調査を実施	
10月2日	第1回策定·推進委員会 (書面開催)	アンケート結果報告書の付議	
10月13日	政策調整会議	地域福祉計画(素案)の付議	
10月26日	政策会議	地域福祉計画(素案)の付議	
10月28日	地域福祉計画(素案)の下	市長決裁	
11月2日	第2回策定•推進委員会	地域福祉計画(素案)の付議、意見聴取	
12月2日	第3回策定•推進委員会	地域福祉計画(素案)の付議、意見聴取	
12月24日	地域福祉計画(案)の市長決裁		
1月8日 ~2月8日	パブリックコメント	地域福祉計画(案)についての市民意見募集	
2月16日	第4回策定·推進委員会 (書面開催)	パブリックコメント結果報告	
2月26日	2月26日 地域福祉計画決定の市長決裁		

8 用語解説

ア行

新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、感染症対策等をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。厚生労働省等が提唱している具体的実践内容は、マスクの着用・手洗いの徹底・3密(密閉・密集・密接)の回避・テレワークやオンライン会議の利用等。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者を含めて、誰もがインターネット上で提供される情報や機能を支 障なく利用できる、利用しやすさのこと。

AED(自動体外式除細動器)

機器が自動的に心臓の解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

力行

家計改善

家計に課題のある人に対し、信頼関係を構築しながら、相談者自身が家計の状況を理解し、家計管理に向けて前向きに取り組めるように支援すること。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合相談支援、権利擁護等、障がい者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援する機関。

協議体

各地域の生活支援コーディネーターが互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるための組織。

第1層協議体:市町村レベルにおいて、市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整理を推進する(市・市社会福祉協議会・医師・歯科医師・薬剤師・介護サービス事業所・保健所・民生委員・人権擁護委員・保険者・自治会)。

第2層協議体:日常生活圏域等において、地域の多様な主体がメンバーとなり連携協働を促進する(市・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師・自治会・民生委員)。

第3層協議体:生活支援サービスの提供組織が利用者へのサービス提供を行う。

協働

複数の主体が、何らかの公益的な目的を共有し、その目的を達成するためにともに力を合わせて行う活動。

ケアマネジメント

障がいのある人(子どもを含む)とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間。

権利擁護

認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり意思や権利を主張することが難しい場合、個人の生活・権利をその人に代わって代弁し主張すること。

あるいは、本人が自分の意思を主張し権利行使ができるように支援すること。

後期高齢者

一般の医療保険制度から後期高齢者医療制度へ移行する、75歳以上の高齢者。 なお、65歳~74歳までの高齢者のことを、前期高齢者という。

合計特殊出生率

15歳~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

これは正確には「期間合計特殊出生率」というもので、女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

高齢化率

全人口に占める 65 歳以上の割合のことで、国連ではこれが7%以上 14%未満にある社会を「高齢化社会」、14%以上 21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」と呼んでいる。

子育てサロン

地域の公共施設などの身近な場所において、子育て中の親同士や子どもたちが、気軽に集い、仲間づくりや情報交換、相談などを行える交流の場。

子育て支援コーディネーター

子育てに関するいろいろな悩みごとや困りごとについて、適切なサービスや専門的 な窓口を案内する者。

子育て支援センター

安心して子育てができる環境づくりや子育て支援策の充実を図るため、子育て情報の提供、親子の交流、子育てに係る相談等の子育て支援を行っており、粟野児童センターに設置している。

個別支援プラン(個別計画)

災害発生時に避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するために、避難 支援の方法や避難経路等をあらかじめ定めておくもの。

サ行

自治会連合協議会

鎌ケ谷市の約 80 の自治会により組織されている団体。市内における自治会相互の連携と親睦を図るとともに、その共通の問題を協議し、市民自治意識の高揚と社会福祉の向上に資することを目的とする。

児童虐待防止対策等地域協議会

要保護児童等に対する適切な保護または支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び要保護児童等に対する支援に関する協議を行う。

市民活動推進センター

市民公益活動を推進するための総合的な支援拠点で、情報発信や交流イベントの実施、市民公益活動に関する相談などを通じて市民公益活動団体のサポートを行っている。

簡単な打合せやミーティングを行うことのできるスペースのほか、情報発信のスペースや市民公益活動に関する相談に応じるためのスペースが設けられている。

障がい者地域自立支援協議会

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営する組織。

障害者手帳

障がいのある人に交付される手帳の総称。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の3種類がある。

シルバー人材センター

定年退職者その他の健康な高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益社団法人。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

令和2年1月に、国内で初めて感染者が報告され、世界的な大流行(パンデミック) を起こしたコロナウイルスによる感染症。

身体障がい者福祉センター

身体障がい者の福祉の増進を図るため、文化、スポーツの各種講座を開催し、創作的 活動及び教養の向上、社会との交流促進を図る施設。

また、障がい者団体やボランティア等、関係団体への支援を行う施設。

スケアード・ストレイト自転車交通安全教室

スタントマンを使って実際の事故を再現するなど、参加者に事故の危険性を視覚的に体験させ、恐怖を実感させることで、それにつながる危険運転を未然に防止し、交通ルールの大切さを学ばせる交通安全教室。

生活困窮者

生活保護には至らないが、収入や資産が少なく、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

主に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防についての話し合いの場である「協議体」の運営及びコーディネート機能を果たす者。

生活支援サービス

高齢者が日常生活を営むために必要な介護保険適用外のサービス。

生活保護

日本国憲法第25条に基づいて、国が暮らしに困っている世帯に対し、その状況に応じて必要な金銭給付等を行い、最低限度の生活を保障する制度。

青少年インターネット目安箱

青少年のいじめや家庭、友人、進路などの誰にも言えない悩みをインターネット上で 24 時間匿名での相談を受け付けるもの。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。

総合相談支援業務

地域での身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、地域に暮らす高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・サービス・制度につなぎ継続的に支援する業務。

相談支援事業所

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。

ソーシャルディスタンス

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために提唱された考え方であり、社会 的距離や人的接触距離の確保を目的とするもの。

夕行

団塊の世代

第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームが起きた時期(昭和 22 年~昭和 24 年)に生まれた世代。

談話室事業

閉じこもりがちな高齢者に対して、地域の身近な施設で、介護予防活動を行う市の事業。

地域活動支援センター

障がいのある人が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る施設。

地域づくりコーディネーター

市民公益活動の支援及び行政や市民公益活動団体、事業者などの多様な主体間による協働の推進をする市民のうち、市が認定した者。

地域福祉コーディネーター

地区社会福祉協議会からの相談に応じ、助言を行う者。情報提供や情報共有の場である会議を開催している。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。

地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を行う中核機関として、各市区町村に設置される施設。

地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、相 互に連携しながら高齢者への総合的支援を行う。

地域防災計画

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、鎌ケ谷市防災会議が作成する計画。市の地域における各種災害(地震、風水害等、大規模事故)に関する予防計画、応急計画及び復旧計画等をあらかじめ定め、市及び防災関係機関が有効に機能することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする計画。

地区社会福祉協議会

法的な位置づけのない、住民の自主組織であり、それぞれの地域の課題に対して、住 民の助けあいにより解決のための取組を行う。

福祉コミュニティづくりに欠かせない市民互助組織であり、法人格をもつ鎌ケ谷市社会福祉協議会と協働して、地域福祉を推進している。

千葉県後見支援センター

定期的な訪問により福祉サービスを利用する支援や、日常的な金銭管理を支援することで、高齢者や障がい者の方々が、安心して自立した地域生活を送れるよう必要な支援を行う。

DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略語で、配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをいい、その暴力は身体的暴力に限定せず、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

電話 de 詐欺(特殊詐欺)

犯人が電話や郵便等で被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る、 犯人の口座に送金させるなどの犯罪の総称として、特殊詐欺の実態を周知するため に使用している千葉県独自の広報用名称。

ナ行

認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする応援者のことで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため厚生労働省が始めた取組。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

認知症地域支援推進員

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者。

ハ行

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア=Barrier)を除去(フリー=Free) するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。

より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

東日本大震災

平成 23 年3月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害。

東日本各地での大きな揺れや、大津波、火災等により、東北地方を中心に 12 都道府県で2万 2,000 人余りの死者・行方不明者が発生した。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、難病患者などのうち、大地震などの災害が起こった時に、自力で 避難することが難しく、特に支援を必要とする人。

避難行動要支援者避難支援プラン

避難行動要支援者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿の作成や避難時の 支援等について具体化した計画。

避難支援等関係者

消防機関や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの、災害時の情報伝達や安否確認の協力など、避難支援等の実施に携わる関係者。

福祉避難所

大規模災害発生後、避難所に避難した高齢者や障がいのある人等が避難所での生活 に支障をきたし、特別な支援や配慮を必要とする場合に開設される避難所のこと。老 人ホーム等、バリアフリーに配慮した高齢者施設を活用することが多い。

防犯協会

地域住民、事業所、関係機関の相互協力により、自主防犯意識の高揚と各種犯罪の予防活動を積極的に推進する団体。

ボランティアセンター

社会福祉協議会内にボランティア活動の拠点として設置されている組織。 ボランティア活動の市民への周知やボランティアの育成、情報の発信などに努め、地 域福祉を推進している。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン(設計・計画)」という意味であり、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、可能な限り最大限使いやすい製品や施設、生活環境の設計を指す。

要支援·要介護認定者

要支援認定者:家事や身支度等の支援を必要とすると介護認定審査会で認定された人。

要介護認定者:日常生活において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とすると介護認定審査会で認定された人。

予防給付

支援が必要と認められた人(要支援1及び要支援2の被保険者)に給付される介護保険の保険給付。

介護が必要と認められた人(要介護1から要介護5までの被保険者)に給付される介護保険の保険給付は、介護給付という。

予防給付・介護給付ともに、要支援・要介護認定で、支援や介護の必要な度合いについて審査・判定される。

ラ行

療育支援

障がいがある子どもや発達に心配のある子どもに対して、認知・言語・運動面の発達 を促し、自立や社会的スキルを身に付けることを目的に行う支援のこと。

老人憩の家

高齢者の親睦と交流の場として、設置主体及び運営主体は市町村とするもの。本市においては、市が設置主体となり自治会や市民に運営を委託している。